elefin

顧客契約



重要なリスク警告

Elefin Ltdは、登録番号2026-00297としてセントルシアにおいて登録されています。登記上の事務所：Ground Floor, The Sotheby Building, Rodney Bay, P.O. Box 838, Gros-Islet, Saint Lucia。

差金決済取引（CFD）その他のデリバティブ商品は、複雑かつ投機的で、非常に高いリスクを伴います。レバレッジを用いた取引は、利益と損失の双方を拡大させる可能性があります。顧客は、顧客口座に入金したすべての資金を失う可能性があり、マイナス残高保護が明示的に適用されない場合には、追加の金額について責任を負う可能性があります。

市場のボラティリティ、流動性の不足、価格ギャップ、スリッページ、システムの障害および取引の停止により、注文が要求した価格と異なる価格で執行され、または執行が妨げられることがあります。ストップロス、テイクプロフィット、マージンコールおよびストップアウトの仕組みは、損失が限定されることを保証するものではありません。

当社は、投資、法務、税務または財務に関する助言を提供しません。顧客は、すべての取引を独自に評価し、該当する商品の性質、関連する手数料等および財務上のエクスポージャーの全容を理解した上でのみ取引を行わなければなりません。

顧客は、顧客口座を開設し、または注文を発注する前に、本契約をリスク開示通知と併せて読むものとします。

目次

ページ番号は、本契約の主要なセクションおよび条項を示します。

セクションA：一般的な契約の枠組み 6

1. はじめに 6
2. 用語の解釈 6
3. 顧客の受入れおよびデュー・ディリジェンス 13
4. サービス 15
5. 助言および情報の提供 15
6. 手数料、料金および費用 16
7. 通知および連絡 17
8. 秘密保持およびデータ保護 18
9. 変更、譲渡および解除 19
10. 債務不履行事由 20
11. 不可抗力 23
12. 責任および補償 24
13. 表明および保証 26
14. 顧客によるリスクの確認および同意 29
15. 苦情および紛争解決 31
16. 準拠法および裁判管轄 32
17. 分離可能性 32
18. 権利不放棄 32
19. 言語 32
20. 紹介者 32
21. 本人確認および電子的確認 33
22. 通貨換算 33
23. 追加的行為およびその他の事項 34

セクションB：顧客口座 35

1. 顧客口座 35
2. 顧客資金 35
3. 入金、出金および返金 36
4. 留置権および担保 37
5. ネッティング、留置権および相殺 37
6. 一時的な制限および口座の凍結 38
7. 休眠口座およびアーカイブ口座 39
8. マイナス残高保護および口座の調整 40

セクションC：取引プラットフォーム 41

1. 取引プラットフォーム 41
2. 技術的問題およびシステム障害 41
3. 禁止取引行為 42
4. アクセスデータのセキュリティ 45
5. 知的財産 45

セクションD：取引条件 47

1. 注文の発注および執行 47
2. 注文の拒否、取消および変更 47
3. 必要証拠金 48
4. レバレッジ 49
5. ストップロス、テイクプロフィットおよびトレーリングストップ 50
6. 取引確認、取引報告書および報告 51

セクションE：商品条件および市場事象 52

1. CFD注文の執行 52
2. 価格設定、気配値およびスリッページ 52
3. ポジション、ロットおよび取引条件明細 53
4. 資金調達コスト 54

5. スワップおよびオーバーナイト調整 54
6. コーポレートアクションおよび調整 55
7. 取引の停止および市場混乱 56
8. その他の商品条件 57

セクションF：利益相反 58

1. 利益相反 58

セクションA

一般的な契約の枠組み

1. はじめに

1.1 本契約は、Elefin Ltd（以下「当社」）と、口座開設申込書が当社により受理された自然人または法人である顧客との間で締結されるものです。

1.2 当社は、登録番号2026-00297としてセントルシアにおいて登録されており、その登記上の事務所はGround Floor, The Sotheby Building, Rodney Bay, P.O. Box 838, Gros-Islet, Saint Luciaにあります。当社は、当社が提供する差金決済取引その他のデリバティブ商品へのアクセスを提供するオンライン取引プラットフォームを提供しています。

1.3 本顧客契約は、口座開設申込書、リスク開示通知、プライバシーポリシー、苦情処理手続、利益相反方針、取引条件明細、ならびにこれに明示的に組み込まれ、またはウェブサイトの法的文書のセクションに掲載されたその他の法的文書（随時改定されるものを含みます。）とともに、当社と顧客との間の契約を構成し、サービス、顧客口座および当社との間で行われるすべてのCFD取引を規律します。

1.4 本契約は、当社、紹介者その他の者のいずれによるものであるかを問わず、サービスに関する従前の契約、取決め、表明または説明に優先します。ただし、本契約に明示的に組み込まれたものを除きます。

1.5 当社は、随時改定されウェブサイトで提供されるプライバシーポリシーに従い、顧客の個人情報を収集、利用、保存その他の方法で処理します。

2. 用語の解釈

2.1 本契約において、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、次の用語は以下に定める意味を有するものとします。

「アクセスデータ」（Access Data）とは、顧客口座、パーソナルエリア、取引プラットフォームまたはサービスにアクセスするために必要な、顧客のユーザー名、パスワード、個人識別番号、セキュリティコード、APIキー、トークンその他の情報をいいます。

「口座開設申込書」（Account Opening Application Form）とは、自然人または法人が当社に顧客口座の開設を申し込む際に提出する申込書、質問票および補足情報をいいます。

「調整事由」（Adjustment Event）とは、原資産または市場に影響を及ぼす事由であって、当社に取引の調整、停止、決済その他の変更を要求する可能性のあるものをいい、コーポレートアク

ション、指数の変更、市場の混乱、上場廃止または倒産事由を含みます。

「関連会社」（Affiliate）とは、直接または間接に当社を支配し、当社に支配され、または当社と共通の支配下にある事業体をいいます。

「本契約」（Agreement）とは、本顧客契約、口座開設申込書、ならびにこれらに明示的に組み込まれたすべての方針、通知、別紙、商品条件その他の法的文書（随時改定されるものを含みます。）をいいます。

「適用法令」（Applicable Law）とは、当社、顧客、サービスまたは取引に適用されるすべての法律、規則、規程、規制上の要件、市場規則、命令および法的拘束力を有する要件をいいます。

「アスク価格」（Ask Price）とは、顧客が金融商品の買いポジションを新規建てし、または売りポジションを決済することができる価格をいいます。

「授権者」（Authorized Person）とは、顧客から授権され、当社が承認した、顧客のために行為し、または顧客に代わって指示を与える者をいいます。

「残高」（Balance）とは、完了した取引、入金、出金、手数料、クレジットその他の口座の調整後に顧客口座に記録された金額をいい、未決済ポジションの未実現損益を除きます。

「基本通貨」（Base Currency）とは、文脈に応じて、顧客口座の建値通貨、または通貨ペアについては当該ペアにおいて最初に表示される通貨をいいます。

「ビッド価格」（Bid Price）とは、顧客が金融商品の売りポジションを新規建てし、または買いポジションを決済することができる価格をいいます。

「営業日」（Business Day）とは、当社が営業している日をいい、土曜日、日曜日、セントルシアの祝日、および当社が非営業日として指定するその他の日を除きます。

「CFD」または「差金決済取引」（Contract for Difference）とは、当事者が原資産の所有権を移転することなく、当該原資産の新規建て価額と決済価額との差額を授受するデリバティブ契約をいいます。

「顧客」（Client）とは、口座開設申込書が当社により受理され、本契約を締結した自然人または法人をいいます。

「顧客資金」（Client Money）とは、顧客から受領し、または顧客のために保管し、当社が顧客に帰属するものとして記録する資金をいい、本契約に従うものとします。

「顧客口座」（Client Account）とは、当社が顧客の名義で開設し維持する口座であって、取引、入金、出金、手数料、クレジットその他の操作が記録されるものをいいます。

「決済済みポジション」（Closed Position）とは、もはや未決済ではなく、それにより生じた損益が実現し、顧客口座に記録された取引をいいます。

「当社」（Company）とは、登録番号2026-00297としてセントルシアにおいて登録された会社であるElefin Ltdをいいます。

「完了取引」（Completed Transaction）とは、新規建ての操作と対応する決済の操作の双方が完了した取引をいいます。

「取引条件明細」（Contract Specifications）とは、金融商品に適用される取引条件をいい、スプレッド、手数料、レバレッジ、必要証拠金、最小および最大取引数量、取引時間、スワップ、資金調達コストおよび注文に関する制限を含みます。

「コーポレートアクション」（Corporate Action）とは、発行体または原資産に影響を及ぼす事由をいい、配当、分配、株主割当増資、無償割当、株式分割、株式併合、合併、買収、組織再編、上場廃止、売買停止、倒産またはこれらに類する事由を含みます。

「通貨ペア」（Currency Pair）とは、相互に値付けされ、単一の金融商品として取引される二つの通貨をいいます。

「電子取引サービス」（Electronic Trading Service）とは、サービスにアクセスするために当社によりまたは当社のために提供されるウェブサイト、アプリケーション、システム、ソフトウェア、APIまたは取引プラットフォームをいいます。

「有効証拠金」（Equity）とは、顧客口座の残高を、すべての未決済ポジションの評価損益およびその他適用されるクレジットまたは費用により調整した額をいいます。

「カスタムインジケーター」（Custom Indicator）とは、取引プラットフォーム上でまたはこれに関連して、市場情報を計算、表示または分析するために使用されるソフトウェアまたは技術的ツールをいいます。

「債務不履行事由」（Event of Default）とは、本契約のセクションA第10条に基づき債務不履行事由として特定される一切の事情をいいます。

「エキスパートアドバイザー」（Expert Advisor）または「EA」とは、継続的な手作業による介入なしに、市場の分析、シグナルの生成、注文の発注または取引の管理を行うために使用されるソフトウェアまたは自動売買システムをいいます。

「金融商品」（Financial Instrument）とは、当社が随時取引のために提供するデリバティブ商品、CFDその他の金融商品をいいます。

「評価損益」（Floating Profit or Loss）とは、適用される現在価格を用いて計算した未決済ポジションの未実現損益をいいます。

「不可抗力事由」（Force Majeure Event）とは、当社の合理的な支配を超える事由であって、当社の義務の履行を妨げ、遅延させ、または重大な影響を及ぼすものをいい、セクションA第11条にさらに詳しく定めるものとします。

「余剰証拠金」（Free Margin）とは、顧客口座において利用可能な有効証拠金のうち、未決済ポジションの必要証拠金を充足するために使用されていないものをいいます。

「両建てポジション」（Hedged Position）とは、同一の金融商品の反対方向の別の未決済ポジションにより全部または一部が相殺されている未決済ポジションをいいます。

「非稼働口座」（Inactive Account）とは、当社が定める期間、取引または取引以外の活動が行われていない顧客口座をいいます。

「倒産事由」（Insolvency Event）とは、顧客に影響を及ぼす破産、支払不能、清算、管理手続、財産管理、解散、債権者との和議またはこれらに相当する事由をいいます。

「当初証拠金」（Initial Margin）とは、金融商品のポジションを新規建てするために必要な最低金額をいいます。

「紹介者」（Introducer）とは、顧客を当社に紹介または仲介する者であって、本契約の当事者ではなく、書面による明示的な合意がない限り当社を拘束する権限を有しない者をいいます。

「レバレッジ」（Leverage）とは、ポジションの価額と、当該ポジションを新規建てまたは維持するために必要な証拠金との比率をいいます。

「両建て証拠金」（Hedged Margin）とは、両建てポジションについて当社が要求する証拠金（もしあれば）をいいます。

「ロングポジション」（Long Position）とは、価格の上昇を見込んで金融商品を買うことにより新規建てされたポジションをいいます。

「ロット」（Lot）とは、金融商品の取引数量を測定するために使用される標準化された単位をいいます。

「ロットサイズ」（Lot Size）とは、金融商品の1ロットが表す原資産の数量または単位数をいいます。

「証拠金」（Margin）とは、ポジションの新規建てまたは維持のための担保として当社が要求する金額をいい、原資産の全価値または購入価格を表すものではありません。

「市場混乱」（Market Disruption）とは、セクションE第7条に定める事由または状況であって、信頼できる価格設定、流動性、執行または秩序ある取引を妨げるものをいいます。

「マージンコール」（Margin Call）とは、顧客口座の有効証拠¬ または証拠¬ 維持率が当社の定める水準以下に低下したことの警告または通知をいいます。

「証拠¬ 維持率」（Margin Level）とは、使用中の証拠¬ に対する有効証拠¬ の比率をいい、百分率で表され、取引プラットフォームに従って計算されます。

「必要証拠¬ 」（Margin Requirement）とは、当社が随時決定する、ポジションの新規建てまたは維持に必要な証拠¬ の額をいいます。

「成行注文」（Market Order）とは、該当する時点において執行可能な最良の価格で¬ 融商品を売買する注文をいいます。

「維持証拠¬ 」（Necessary Margin）とは、既存の未決済ポジションを維持するために当社が要求する証拠¬ をいいます。

「マイナス残高保護」（Negative Balance Protection）とは、適用される場合に本契約に従い、適用されるすべての調整が完了した後に顧客口座がゼロを下回ったままとならないよう、取引に関する顧客の責任を制限する保護をいいます。

「未決済ポジション」（Open Position）とは、締結されたがまだ決済されていない取引をいいます。

「注文」（Order）とは、取引またはポジションの新規建て、決済、変更または取消を求める顧客の指示または要求をいいます。

「当事者」（Party）とは、当社または顧客をいい、「両当事者」とはその双方をいいます。

「待機注文」（Pending Order）とは、指定された価格その他の執行条件に達した場合にのみ執行されることを意図した注文をいいます。

「パーソナルエリア」（Personal Area）とは、当社のウェブサイトまたはアプリケーションの安全な区画であって、顧客が顧客口座を管理し、情報を送信し、取引または取引以外の操作を行うことができるものをいいます。

「§ 要な公的地位にある者」（Politically Exposed Person）とは、§ 要な公的機能を担っている者もしくは担っていた者、および適用法令上これと同様に取り扱われる家族または近親者をいいます。

「ポジション」（Position）とは、¬ 融商品の取引から生じる顧客の契約上のエクスポージャーをいいます。

「価格ギャップ」（Price Gap）とは、中間の価格での気配値が存在しないまま、現在の価格が直前の価格と異なる状況をいいます。

「禁止取引行為」（Prohibited Trading Practice）とは、本契約のセクションC第3条に基づき禁止される取引手法、活動または行為をいいます。

「気配値」（Quote）とは、当社が金融商品について表示し、またはその他の方法で提供するビッド価格およびアスク価格をいいます。

「決済通貨」（Quote Currency）とは、通貨ペアにおいて二番目に表示される通貨をいいます。

「サービス」（Services）とは、本契約に基づき当社が提供する商品、プラットフォームへのアクセス、注文執行の仕組みおよび関連サービスをいいます。

「ショートポジション」（Short Position）とは、価格の下落を見込んで金融商品を売ることにより新規建てされたポジションをいいます。

「スリッページ」（Slippage）とは、注文送信時に要求または表示された価格と、当該注文が執行された価格との差をいいます。

「スプレッド」（Spread）とは、金融商品のビッド価格とアスク価格との差をいいます。

「ストップロス注文」（Stop-Loss Order）とは、損失を限定する目的で、該当する価格が指定された水準に達した時点でポジションを決済することを意図した指示をいいます。指定された価格での執行は保証されません。

「ストップアウト」（Stop-Out）とは、顧客口座が当社の定めるストップアウト水準に達した場合に、一つまたは複数の未決済ポジションが自動的に決済されることをいいます。

「スワップ」（Swap）または「ロールオーバー」（Rollover）とは、ポジションが適用される日次の締切時刻を超えて保有される場合に適用されることがある資金調達コストまたはクレジットをいいます。

「テイクプロフィット注文」（Take-Profit Order）とは、利益を確保する目的で、該当する価格が指定された水準に達した時点でポジションを決済することを意図した指示をいいます。指定された価格での執行は保証されません。

「取引手数料」（Trading Commission）とは、取引の新規建て、決済または維持について当社が課す手数料をいいます。

「取引日」（Trading Day）とは、当社が定める、該当する金融商品が取引可能な日または期間をいいます。

「取引プラットフォーム」（Trading Platform）とは、当社が提供しまたは利用可能とする電子システム、アプリケーション、ウェブサイトまたはソフトウェアであって、顧客が情報にアクセスし、注文を送信し、または取引を締結することができるものをいいます。

「取引サーバー」（Trading Server）とは、注文および取引を受信、処理、執行または記録するために当社によりまたは当社のために使用されるハードウェアおよびソフトウェアをいいます。

「取引」（Transaction）とは、金融商品に関して顧客と当社との間で締結される契約または売買をいいます。

「取引数量」（Transaction Size）とは、取引の数量、ロット数または想定元本をいいます。

「原資産」（Underlying Asset）とは、金融商品の価格の基礎となる資産、商品、通貨、コモディティ、証券、指数、ベンチマークその他の参照値をいいます。

「原市場」（Underlying Market）とは、原資産に関する情報を取得することができる取引所、市場、取引施設、流動性の供給源その他の価格形成環境をいいます。

「ウェブサイト」（Website）とは、当社の公式ウェブサイト、および当社が運営し顧客に通知した代替または追加のウェブサイトをいいます。

「書面通知」（Written Notice）とは、電子メール、パーソナルエリア、取引プラットフォームもしくはウェブサイトを通じた通知、または本契約に基づき認められるその他の電子的通信方法による通知を含む、書面により送付される通知をいいます。

2.2 文脈上別段の解釈を要する場合を除き：

a) 単数形の語は複数形を含み、複数形の語は単数形を含みます。

b) 一つの性への言及は、すべての性を含みます。

c) 者への言及は、自然人、法人、組合、信託、団体、政府、政府機関その他の組織を含みます。

d) 「含む」という語は、「これに限られない」という語が後に続くものとして解釈されるものとします。

e) セクション、条項または別紙への言及は、本契約のセクション、条項または別紙への言及とします。

f) 法律、規則、方針または文書への言及は、随時改正され、差し替えられ、または再制定された当該法律、規則、方針または文書を含みます。

g) 見出しは便宜上のものにすぎず、本契約の解釈に影響を及ぼさないものとします。

h) ある義務が二以上の顧客に適用される場合、当該義務はこれらの者に連帯して適用されるものとします。

i) 本契約と特定の金融商品の取引条件明細との間に矛盾がある場合、適用法令に別段の定めがない限り、該当する具体的な取引条件については取引条件明細が適用されるものとします。

j) 当社への言及は、適切な場合には、その取締役、役員、従業員、代理人、受任者、サービス提供者、承継人および許容された譲受人を含みますが、これらの者を本契約の当事者とするものではありません。

3. 顧客の受入れおよびデュー・ディリジェンス

3.1 当社は、次の事項が満たされるまで、申込者を顧客として受け入れること、顧客口座を開設もしくは有効化すること、もしくは資金を受け入れることを拒否し、または申込者が取引を開始することを妨げることができます。

a) 口座開設申込書が適切かつ完全に記入されていること

b) 当社が要求するすべての本人確認書類、住所確認書類その他の書類が提出されていること

c) 当社が、本人の特定、確認、マネー・ローンダリング防止、テロ資金供与対策、制裁、不正防止、適合性その他の社内コンプライアンス上の審査を完了し、その結果に満足していること、および

d) 申込者が当社の定めるその他の受入要件を満たしていること

3.2 当社は、その単独の裁量により、口座開設申込書を受理または拒否することができます。当社は、適用法令により要求される場合を除き、申込者にその判断の理由を示す義務を負いません。

3.3 当社は、申込者または顧客の居住国、国籍、法的形態、所有構造、事業活動、資金源、資産の源泉、決済手段、リスクプロファイルその他の関連する事情に基づき、追加のデュー・ディリジェンスの要件を課すことができます。

3.4 顧客は、当社に提出したすべての情報および書類が完全、正確、真正であり、誤解を招くものでないことを表明し、保証します。顧客は、変更があった場合には速やかに当社に通知し、要求に応じて最新の情報または書類を提出しなければなりません。

3.5 当社は、顧客との関係が継続している間いつでも、次の目的のために必要と判断する追加の情報または書類を要求することができます。

a) 顧客の継続的なモニタリングおよび確認

b) 顧客の本人、住所、所有または支配の確認

c) 顧客の資金源または資産の源泉の確認

d) 決済手段または口座が顧客の名義で保有されていることの確認

e) 顧客の財務状況、知識、経験またはサービスに関する理解の評価

f) 取引、決済または口座の活動の調査、または

g) 適用法令、社内方針、または権限ある当局、金融機関もしくは決済サービス提供者からの要請の遵守

3.6 顧客が本契約を承諾し、当社の確認要件を完了し、顧客口座が承認された旨の確認を受領した後、顧客は、本契約および当社が課す制限に従い、資金を入金し取引を開始することができます。

3.7 当社は、その裁量により、次の事項を決定し、変更することができます。

a) 顧客に求める情報および書類

b) 顧客が要求された情報または書類を提出すべき期間

c) 当社が受け入れる通貨および決済手段

d) 入金、出金または取引の最低額または最高額、および

e) 顧客に適用される口座、資金拠出または取引に関する制限

当社は、重要な要件または変更について、書面通知、パーソナルエリア、取引プラットフォームまたはウェブサイトを通じて顧客に通知します。

3.8 顧客が当社の指定する期間内に要求された情報もしくは書類を提出しない場合、または当社がその審査を満足のいく形で完了できない場合、当社は次の措置を講じることができます。

a) 顧客口座の開設または有効化を拒否し、または遅延させること

b) 資金の受入れを拒否し、またはその送金元に返金すること

c) 以後の入金または出金を拒否し、または制限すること

d) 顧客による新規ポジションの建玉を禁止すること

e) 合理的に必要な場合に、未決済ポジションを決済し、取り消し、またはその他の方法で管理すること

f) 顧客口座、パーソナルエリア、取引プラットフォームまたはサービスへのアクセスを停止し、または制限すること

g) 本契約に基づき認められる場合に、取引を拒否し、取り消し、または取消処理すること

h) 本契約を解除し、顧客口座を閉鎖すること、または

i) その他コンプライアンスまたはリスク管理の目的上合理的に必要と考えられる措置を講じること

3.9 当社が書面により明示的に別段の承認をした場合を除き、顧客は、すべての入金および出金が顧客本人の名義で保有される決済手段または口座を通じて行われることを確保しなければなりませ

ん。当社は、第三者からの支払を拒否し、または返金することができ、資金の所有および源泉を証明する証拠を要求することができます。

3.10 当社は、確認、コンプライアンスまたはセキュリティの審査を完了するまでの間、申込み、入金、出金、注文その他の指示の処理を遅延させることができます。適用法令により認められる最大限の範囲で、当社は、かかる審査の合理的な実施のみに起因する損失、費用、機会の喪失または遅延について責任を負わないものとします。

3.11 ある時点において申込者を受け入れ、顧客口座を承認し、または入金を受け付けたことは、当社が後日、追加の審査を実施し、追加の書類を要求し、または本条に基づく権利を行使することを妨げるものではありません。

3.12 当社が顧客に受入れの確認を発行するまで、いかなる顧客口座も承認されたもの、または有効なものとはみなされません。当社が承認前に資金を受け入れたことにより、当社が申込者を顧客として受け入れ、または取引を認める義務を負うものではありません。

4. サービス

4.1 顧客が本契約に基づく義務を履行することを条件として、当社は、その裁量により、顧客に対し次のサービスを提供することができます。

a) 当社が提供するCFDその他のデリバティブ商品に関する顧客の注文の受領および取次ぎ

b) 当社が提供するCFDその他のデリバティブ商品に関する顧客の注文の執行、および

c) 顧客の注文の受領、取次ぎもしくは執行または顧客口座の運営に関連する場合における外貨両替サービスの提供

5. 助言および情報の提供

5.1 当社は、特定の取引の是非について顧客に助言せず、いかなる形態の投資助言も提供しません。顧客は、サービスにCFD、その他のデリバティブ商品または原市場に関する投資助言が含まれないことを確認します。顧客は、自らの判断に基づき取引を締結し、すべての取引判断を行うものとします。

当社に取引の締結を要請することにより、顧客は、当該取引の是非およびリスクを独自に評価し調査することについて単独で責任を負うこと、ならびにかかる評価を行うのに十分な知識および経験を有しているか、または適切な専門家の助言を得ていることを確認します。当社は、顧客に対していかなる信認義務も負いません。

5.2 当社は、取引に関して、法務、税務、財務その他の専門的な助言を顧客に提供する義務を負いません。顧客は、取引の法務上、財務上または税務上の帰結について不明な点がある場合には、

独立した専門家の助言を得るものとします。顧客は、適用される法令および税務上の取扱いが随時変更される可能性があることを確認します。

5.3 当社は、その裁量により、ウェブサイト、パーソナルエリア、取引プラットフォーム、ニュースレターその他の連絡手段を通じて、教育資料、市場情報、ニュース、調査、分析ツール、市況解説その他の情報を顧客に提供することがあります。当社がかかる情報を提供する場合：

a) 当該情報は、一般的な情報提供および教育の目的でのみ提供されます。

b) 当該情報は、投資、法務、税務もしくは財務に関する助言、投資推奨、または取引締結の勧誘を構成するものではありません。

c) 当社は、当該情報が正確、適正、完全、最新であること、または顧客に適していることを表明、保証または確約しません。

d) 当社は、顧客が当該情報を利用し、またはこれに依拠したことにより生じる判断、行為、損失または責任について責任を負いません。

e) 当該情報は、顧客の個人的な目的、財務状況、知識、経験またはリスク許容度を考慮したものではありません。

f) 情報が特定の者または特定の範疇の者に限定されている場合、顧客は、それが意図されていない者に当該情報を配布してはなりません。

5.4 当社が提供する教育資料、市場情報、調査、ニュース、解説、分析ツールその他の情報は、事前の通知なく、いつでも修正、差替え、遅延または撤回されることがあります。当社は、顧客が他の顧客より前に、または他の顧客と同時に当該情報を受領することを保証しません。

6. 手数料、料金および費用

6.1 本契約に基づくサービスの提供ならびに取引および取引以外の操作の実施には、当社に支払うべき手数料、スプレッド、スワップ、資金調達コスト、管理手数料その他の費用（以下総称して「手数料等」）が課されることがあります。

6.2 適用される手数料等は、当社のウェブサイト、パーソナルエリア、取引プラットフォームもしくは取引条件明細に表示され、またはその他の方法で顧客に通知されます。取引に関する手数料等は、取引の新規建て時、取引の保有中または取引の決済時に適用されることがあります。

6.3 一部の手数料等は、CFDの取引数量、想定元本、期間その他の特性に関連して計算されることがあります。顧客は、注文を発注する前に、適用される手数料等およびその計算方法を確認し理解する責任を負います。

6.4 当社が課す手数料等に加え、顧客は、顧客口座、取引、入金、出金またはサービスの利用に関連して、銀行、決済サービス提供者、流動性提供者、執行施設その他の第三者が課す手数料、報

酬、費用または経費について責任を負うものとします。

6.5 当社は、入金、出金、返金、チャージバック、返戻された支払、通貨換算その他の決済操作の処理について顧客に手数料を課すことがあります。適用される手数料は、金額、通貨、決済手段、決済サービス提供者および当社に生じた費用により異なることがあります。

6.6 当社は、随時手数料等を変更し、新設し、または廃止することがあります。当社は、重要な変更が効力を生じる前に書面通知を行います。市場状況、金利、税務上の取扱い、第三者の手数料または当社の合理的な支配を超える事情に起因する変更は、合理的に可能な限り速やかに顧客に通知されることを条件として、直ちに効力を生じることがあります。

6.7 顧客が手数料等の重要な変更に同意しない場合、顧客は、本契約の解除に関する規定に従い本契約を解除することができます。変更の効力発生日以降もサービスの利用を継続することは、改定後の手数料等の承諾を構成するものとします。

6.8 すべての手数料等その他当社に支払うべき金額は、発生時または請求時に支払期限が到来するものとします。当社は、追加の承認を得ることなく、かかる金額を顧客口座、顧客に支払うべき支払、または顧客のために保管する資金から引き落とし、または控除することができます。

6.9 顧客は、顧客口座、取引またはサービスの利用に起因しまたは関連するすべての税金、公租公課、賦課金、印紙税および政府による賦課を特定し、申告し、納付することについて単独で責任を負います。当社は、顧客の税務代理人または税務アドバイザーとして行為するものではありません。

6.10 当社は、その裁量により、特定の顧客または顧客の範疇について、任意の期間、当社が適切と考える条件に従い、手数料等を免除または減額することができます。かかる免除または減額により、当社が他の機会に同様の取扱いを行う義務を負うものではありません。

6.11 当社は、適用法令により認められる範囲で、紹介者、関連会社、サービス提供者その他の第三者に対し、手数料、報酬その他の金銭的もしくは非金銭的便益を支払い、またはこれらの者からこれを受領することがあります。かかる取決めに関する情報は、適用法令により要求される場合に提供されます。

6.12 当社は、適用法令により認められる範囲で、不正、チャージバック、濫用的行為、禁止取引行為または本契約の違反に起因する合理的な費用を回収し、または手数料を課すことがあります。かかる金額は顧客口座から控除されることがあり、直ちに支払期限が到来するものとします。

7. 通知および連絡

7.1 当社は、電子メール、パーソナルエリア、取引プラットフォーム、ウェブサイト、電話、ライブチャット、郵便、宅配便その他当社が指定する方法により、顧客または授権者と連絡を取ることができます。

7.2 連絡は、当社が配信不能の通知を受領しない限り、送信、郵送、掲載または交付された時点で受領されたものとみなされます。より遅い効力発生時期が記載されている場合を除き、連絡は受領時に効力を生じるものとします。

7.3 顧客は、自らの連絡先情報が完全かつ正確であることを確保し、変更があった場合には直ちに当社に通知しなければなりません。

7.4 当社は、通話、メッセージ、注文、指示その他の連絡を録音・記録し、保存することができます。かかる記録は、適用法令により認められる範囲で証拠として使用されることがあります。

8. 秘密保持およびデータ保護

8.1 当社は、顧客本人から直接、または本人確認サービス提供者、信用情報機関、不正防止機関、金融機関、決済サービス提供者および公的登録簿を含む第三者から、顧客に関する情報を収集することがあります。

8.2 当社は、顧客の非公開情報を秘密として取り扱い、サービスの提供および改善、顧客口座の管理、顧客の本人確認、不正およびマネー・ローンダリングの防止、リスク管理、適用法令の遵守ならびに当社の法的権利の行使のために、当該情報を収集、利用、保存その他の方法で処理することがあります。

8.3 当社は、次の場合において要求され、または合理的に必要なときは、顧客の情報を開示することがあります。

a) 法令、裁判所の命令または権限ある当局による場合

b) サービスの提供に関与する銀行、決済サービス提供者、執行提供者その他の者に対する場合

c) 関連会社、専門アドバイザー、監査人およびサービス提供者に対する場合

d) 不正、マネー・ローンダリングその他の違法行為を調査または防止するための場合

e) 当社の法的権利を保護または行使するための場合、または

f) 顧客の要請または同意がある場合

8.4 顧客の情報は、顧客の居住国外で処理され、または移転されることがあります。当社は、適用法令およびそのプライバシーポリシーに従って当該情報を処理します。

8.5 顧客のデータ保護に関する権利、処理の目的および法的根拠、適用される保存期間、ならびにデータに関する請求の方法は、随時改定され当社のウェブサイトで提供されるプライバシーポリシーに記載されています。

9. 変更、譲渡および解除

9.1 当社は、顧客に書面通知を行うことにより、本契約または取引に適用される条件を変更することができます。通知がより遅い日を指定しない限り、変更は次のいずれか早い時点で拘束力を生じるものとします。

a) 通知の発出から10営業日後、または

b) 顧客が通知を受領した後に注文を発注した時点

9.2 顧客が変更を承諾しない場合、顧客は、変更が効力を生じる前に本契約を解除することができます。その時点以降もサービスの利用を継続し、または注文を発注することは、変更の承諾を構成するものとします。

9.3 いずれの当事者も、事前の書面による承認なく、他方当事者の名において約束を行い、他方当事者の名称、商標もしくは知的財産を使用し、または自らが他方当事者と提携し、もしくは他方当事者のために行為する権限を有すると表示してはなりません。

9.4 顧客は、当社の事前の書面による同意なく、本契約に基づく権利または義務を譲渡、移転、売却、担保設定その他の方法で処分してはなりません。

9.5 当社は、組織再編または当社の事業もしくは資産の全部もしくは一部の売却もしくは移転に関連する場合を含め、本契約に基づく権利または義務を、関連会社、承継人、購入者その他の第三者に譲渡、移転または更改することができます。

9.6 いずれの当事者も、他方当事者に書面通知を行うことにより、いつでも本契約を解除することができます。解除は、既存の注文または取引に影響を及ぼさず、また解除前に生じた義務または責任からいずれの当事者も免れさせるものではありません。

9.7 当社は、次の事項を合理的に信じる場合、直ちに本契約を解除することができます。

a) 顧客が虚偽、不正確または誤解を招く情報を提供したこと

b) 顧客が不正、マネー・ローンダリング、テロ資金供与その他の違法行為に関与し、またはこれを幇助したこと

c) 顧客が法執行機関、司法機関、規制機関その他の権限ある当局により調査を受けていること

d) 異常な取引状況または市場状況が存在すること

e) 関連する市場情報が利用できないため、信頼できる価格を提供できないこと

f) 顧客が内部情報を保有し、またはこれを用いて取引している可能性があること

g) 債務不履行事由または倒産事由が発生したこと、または

h) 解除が適用法令により要求され、またはコンプライアンス、セキュリティもしくはリスク管理の目的上合理的に必要であること

9.8 解除後、当社は、新規注文を拒否し、未決済ポジションを決済し、未了の取引を清算し、顧客が負う金額を控除し、本契約に従い残余の残高を返還することができます。

9.9 解除後2営業日以内に、顧客は、当社から要求があった場合には、当社に帰属する資料を返還し、または安全に破棄しなければなりません。支払、清算、秘密保持、知的財産、補償ならびに資料の返還または破棄に関する義務は、解除後も存続するものとします。

10. 債務不履行事由

10.1 次の各事情は、債務不履行事由を構成するものとします。

a) 顧客が、本契約に基づき支払期限が到来した証拠金、手数料等、借方残高その他の金額を支払わないこと

b) 顧客が、本契約に基づく重要な義務を履行せず、または当社が課す指示、制限もしくは要件を遵守しないこと

c) 顧客が、本人の特定、確認、デュー・ディリジェンス、資金源、資産の源泉、制裁、不正防止その他のコンプライアンスの目的のために要求された情報または書類を、当社が指定する期間内に提出しないこと

d) 顧客によりまたは顧客のために提供された情報、表明、保証または書類が、虚偽、不正確、不完全、期限切れ、真正でないもしくは誤解を招くものであるか、または後にそのようなものとなること

e) 顧客が、本人、住所、連絡先、所有、支配、法的地位、財務状況その他以前に提供した情報の重要な変更を当社に通知しないこと

f) 顧客が不正、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、制裁回避、市場の濫用、インサイダー取引その他の違法もしくは疑わしい活動に関与していると、当社が合理的に疑うこと

g) 顧客口座に関連して、チャージバック、支払に関する紛争、無権限の支払に関する請求、返戻された支払または支払に関する不正の疑いが生じること

h) 顧客が、価格の遅延の悪用、気配値の操作、濫用的な裁定取引、協調取引、誤りの悪用、システムへの過負荷、または正当な市場リスクを伴わない取引を含む、禁止取引行為を行い、または行おうとすること

i) 顧客が、当社のAPI規約、プラットフォームのセキュリティ要件、または自動売買もしくはアルゴリズム取引を規律する規則に違反すること

j) 顧客が、アクセスデータを共有し、顧客口座への無権限のアクセスを許し、または本契約に反して他の者にサービスを利用させること

k) 顧客が、注文、ポジション、レバレッジ、証拠金、入金、出金、決済手段、取引プラットフォームまたは顧客口座に関する上限または制限を遵守しないこと

l) 顧客が、当社が合理的に重要とみなす期間、当社に応答せず、または連絡が取れないこと

m) 顧客が死亡し、失踪宣告を受け、行為能力を失い、または自らの事務を管理することができなくなること

n) 顧客が、期限の到来した債務を弁済できず、破産しもしくは支払不能となり、債権者との和議を締結し、または清算、管理手続、財産管理、解散もしくはこれらに類する手続の対象となること

o) 顧客の義務に関する保証、担保その他の信用補完の取決めが、当該義務が完全に履行される前に期限切れとなり、執行不能となり、撤回され、または争われること

p) 顧客が、本契約の履行を拒絶し、本契約に基づく義務を否認し、または義務を履行しない意思を示すこと

q) 顧客が、関連会社、決済サービス提供者その他のサービス提供者の契約または適用される方針に違反し、当該違反がサービスに重大な影響を及ぼし、または当社を法的、財務上、業務上もしくはレピュテーション上のリスクにさらすこと

r) 権限ある当局、裁判所、金融機関、決済サービス提供者その他の法的に権限を付与された機関が、顧客または顧客口座に対して措置を講じるよう当社に要求し、または要請すること

s) サービスの提供を継続することが違法となり、または当社もしくはそのサービス提供者に適用法令違反を生じさせることとなること、または

t) 当社、その顧客、サービス提供者、システムまたは取引プラットフォームの完全性を保護するために措置が必要であると、当社が合理的に判断すること

10.2 授権者、または顧客の授権に基づき顧客口座にアクセスしもしくはこれを操作する者の作為または不作為は、顧客の作為または不作為として取り扱われるものとします。

10.3 債務不履行事由が発生した場合、または当社がその発生を合理的に疑う場合、当社は当該事項を調査し、顧客に追加の情報または書類を要求することができます。

10.4 債務不履行事由の発生後、当社は、合理的に必要な場合には事前の書面通知なく、次の措置の一つまたは複数を講じることができます。

a) 顧客口座、パーソナルエリア、取引プラットフォーム、アクセスデータまたはAPIアクセスを停止、制限または凍結すること

b) 新規注文を拒否し、または待機注文を取り消すこと

c) 該当する時点で利用可能な価格で、一つまたは複数の未決済ポジションを決済、縮小、取消処理その他の方法で管理すること

d) 必要証拠金を引き上げ、レバレッジを引き下げ、または顧客が利用できる取引の規模、件数もしくは種類を制限すること

e) 入金、出金、返金、内部振替または特定の決済手段の利用を制限し、遅延させ、または拒否すること

f) 顧客口座を結合し、残高を統合し、通貨を換算し、本契約に基づき利用可能な留置権、ネッティングまたは相殺の権利を行使すること

g) 債務不履行事由の調査、顧客の義務の履行または適用法令の遵守のために合理的に必要な場合、資金を凍結し、または留保すること

h) 不正、禁止取引行為、執行もしくは価格設定の誤り、無権限の活動または本契約の重大な違反に起因すると合理的に判断される取引、利益、損失、クレジットまたは口座の記帳を訂正、取消、取消処理または調整すること

i) 顧客が負う金額、損失、手数料等、経費または債務を回収すること

j) 顧客に対し、取引を直ちに決済し、または清算するよう求めること

k) 一つまたは複数の顧客口座を閉鎖すること、または

l) 本契約を直ちに解除すること

10.5 事前の通知が合理的に可能でない場合、適用法令により禁止されている場合、または調査を害するおそれがある場合、当社は通知なく行為することができ、法令上かつ合理的に許される時点で事後に顧客に通知するものとします。

10.6 当社は、当該事項が是正可能であると考える場合、顧客に債務不履行事由を是正する機会を与えることがあります。ある機会に追加の猶予を与えたことにより、当社が他の機会にも同様にする義務を負うものではありません。

10.7 適用されるマイナス残高保護に従うことを条件として、顧客は、債務不履行事由の前にまたはその結果として生じたすべての未払金、損失、手数料等および義務について引き続き責任を負います。

10.8 本条に基づく当社の権利は累積的なものであり、個別にまたは併せて行使することができ、本契約の解除後も引き続き効力を有するものとします。

11. 不可抗力

11.1 「不可抗力事由」とは、当社の合理的な支配を超える事由または事情であって、サービスの提供、取引プラットフォームの運用または当社の義務の履行を妨げ、遅延させ、または重大な影響を及ぼすものをいいます。不可抗力事由には次のものが含まれることがあります。

a) 戦争、戦争の脅威、テロ、破壊活動、内乱、暴動、国家緊急事態、または政治的もしくは経済的危機

b) 地震、ハリケーン、暴風雨、洪水、火災、爆発、感染症の流行、パンデミックその他の自然災害

c) 政府、裁判所、権限ある当局、取引所または自主規制機関が課す措置、制限、禁止、制裁、モラトリアムまたは決定

d) 原市場、取引所、取引施設、清算システムまたは決済システムの停止、閉鎖、清算または混乱

e) 異常な取引条件、値幅制限もしくは制限の賦課、または極端なボラティリティ、流動性の欠如、異常な価格変動もしくは信頼できる市場価格の欠如の発生

f) 電力、通信、インターネットサービス、価格配信、通信ネットワーク、コンピュータシステム、サーバーまたは取引プラットフォームの故障、障害または中断

g) 合理的な保護措置にもかかわらず発生するサイバー攻撃、分散型サービス拒否攻撃、悪意のあるソフトウェアその他のセキュリティインシデント

h) ストライキ、ロックアウトその他の労働争議

i) 銀行、決済サービス提供者、流動性提供者、執行施設、データ提供者、カストディアン、清算機関、テクノロジー提供者その他の第三者のサービス提供者の障害または中断、または

j) 当社が合理的に防止し、または克服することができないこれらに相当する事由

11.2 当社は、不可抗力事由が存在し、または発生する合理的な可能性があることを誠実に判断することができます。合理的に可能であり、かつ法令上許される場合、当社は当該事由およびこれに対応して講じた重要な措置について顧客に通知します。

11.3 不可抗力事由の発生中、当社は、合理的に必要な場合には事前の通知なく、次の措置を講じることができます。

a) サービスまたは取引プラットフォームの一部を停止、制限または中止すること

b) 一つまたは複数の金融商品の取引を停止すること

c) 新規注文を拒否し、または待機注文を取り消すこと

d) 該当する時点で合理的に利用可能な価格で、未決済ポジションを決済、縮小その他の方法で管理すること

e) 一時的に必要証拠金を引き上げ、レバレッジを引き下げ、スプレッドを拡大し、またはその他の方法で適用される取引条件を変更すること

f) 気配値または決済価額を決定するために、当社が合理的に適切と考える代替の情報源または方法を使用すること

g) 入金、出金、返金または内部振替を遅延させ、制限し、または拒否すること

h) 遵守が不可能、違法または商業上実行不可能となる範囲で、本契約の規定の適用を停止し、または変更すること、または

i) 当社、その顧客、サービス提供者または取引プラットフォームの完全性を保護するために合理的に必要と考えられるその他の措置を講じ、または講じないこと

11.4 当社は、講じる措置を決定する際に、状況および影響を受ける顧客の利益を考慮しますが、損失が防止され、または限定されることを保証するものではありません。

11.5 適用法令により認められる最大限の範囲で、当社は、不可抗力事由またはこれに対応して講じた合理的な措置に起因する不履行、中断、遅延、損失または損害について、本契約に違反したものとはならず、責任を負わないものとします。この制限は、当社の不正、故意の不正行為または重大な過失には適用されません。

11.6 当社が書面で別段の同意をしない限り、不可抗力事由は、既に支払期限が到来した金額を支払う義務を含め、当該事由の発生前に生じた義務から顧客を免れさせるものではありません。

11.7 当社は、安全、適法かつ合理的に実行可能であると判断した時点で、影響を受けたサービスを回復するために合理的な努力を払います。

11.8 本条のいかなる規定も、マイナス残高保護を創設し、または拡大するものではありません。本契約に基づきマイナス残高保護が明示的に提供される場合、不可抗力事由の発生中におけるその適用は、マイナス残高保護に関する該当規定に従って決定されるものとします。

12. 責任および補償

12.1 顧客は、授権者により送信され、または顧客のアクセスデータを用いて送信されたものを含め、顧客口座を通じて行われたすべての取引判断、注文、指示および取引について責任を負います。

12.2 適用法令により認められる最大限の範囲で、当社は、直接または間接に次の事項から生じる損失、損害、費用または経費について責任を負わないものとします。

a) 金融商品または原資産の価格または価値の変動

b) 顧客の取引判断、注文、未決済ポジション、またはストップロス注文、テイクプロフィット注文、トレーリングストップ、エキスパートアドバイザー、カスタムインジケーターその他の取引ツールへの依拠

c) スリッページ、価格ギャップ、市場のボラティリティ、流動性の不足、執行の遅延または要求された価格の利用不能

d) 取引プラットフォーム、取引サーバー、インターネット接続、通信ネットワーク、価格配信、ハードウェア、ソフトウェアまたは顧客の機器に影響を及ぼす中断、遅延、誤りまたは障害

e) 銀行、決済サービス提供者、流動性提供者、執行施設、データ提供者、カストディアン、テクノロジー提供者その他の第三者の作為、不作為、支払不能、遅延または障害

f) 不正確、遅延した、不完全な、または利用できない気配値、市場情報、調査、ニュース、解説、分析ツールまたは第三者のコンテンツ

g) 授権者、紹介者その他顧客のために行為し、または行為しているように見える者の指示、表明、作為または不作為

h) 顧客がアクセスデータの紛失、盗難または不正使用を当社に通知する前に発生した、顧客口座への無権限のアクセスまたはその利用

i) 顧客が適切な機器、インターネットアクセス、セキュリティ保護または最新の連絡先情報を維持しなかったこと

j) 為替相場、税制、適用法令または市場規則の変更

k) 適用法令、裁判所の命令、権限ある当局、または金融機関もしくは決済サービス提供者の要件を遵守するために当社が講じた措置

l) 債務不履行事由または顧客による本契約の違反、または

m) 不可抗力事由

12.3 取引プラットフォーム、市場情報、分析ツールおよび関連技術は、「提供可能な状態のまま」（「as available」）提供されます。当社は、これらが常に中断されず、安全、正確、完全、最新であり、または誤りがないことを保証しません。

12.4 適用法令により禁止される場合を除き、当社は、利益、収益、機会、見込まれた節約、事業、のれんまたはデータの喪失を含む、間接的、付随的、結果的、特別、懲戒的または懲罰的な損失または損害について、かかる損失の可能性を知っていたか、または合理的に予見可能であったか否かにかかわらず、責任を負わないものとします。

12.5 顧客は、次の事項から生じる請求、債務、損失、損害、手数料等、費用または合理的な弁護士費用について、当社、その関連会社、取締役、役員、従業員、代理人およびサービス提供者を補

償し、継続して補償するものとします。

a) 顧客による本契約の違反または債務不履行事由

b) 顧客によりまたは顧客のために提供された虚偽、不正確、不完全または誤解を招く情報、書類、表明または保証

c) 顧客の不正、過失、故意の不正行為、違法行為または適用法令の違反

d) 顧客、授権者により、または顧客のアクセスデータを通じて送信された注文または指示

e) 顧客がアクセスデータまたは端末を保護しなかったことに起因する口座への無権限のアクセス

f) 顧客口座に関連するチャージバック、支払に関する紛争、返戻された支払または支払に関する不正

g) 禁止取引行為、または取引プラットフォーム、APIもしくはサービスの不正使用

h) 顧客の行為またはサービスの利用に起因する第三者による請求、または

i) 本契約に基づく権利を行使するために当社が講じた合理的な措置

12.6 第12.5条に基づく補償は、該当する請求、債務または損失が、当社の不正、故意の不正行為、重大な過失、または法令上除外することのできない義務の違反により直接引き起こされた範囲においては適用されないものとします。

12.7 本条に基づき顧客が支払うべき金額は、請求により支払期限が到来するものとします。当社は、適用法令に従い、当該金額を顧客のために保管し、または顧客に支払うべき資金から控除し、またはこれと相殺することができます。

12.8 本契約に基づく当社の義務は、Elefin Ltdのみの義務です。適用法令に別段の定めがある場合を除き、取締役、役員、従業員、株主、関連会社、代理人またはサービス提供者は、当社との関係のみを理由として顧客に対し個人的な責任を負わないものとします。

12.9 本契約のいかなる規定も、不正、故意の不正行為、重大な過失に対する責任、または法令上除外もしくは制限することのできない責任、権利もしくは救済手段を除外し、または制限するものではありません。

12.10 本条は、本契約の解除後も引き続き効力を有するものとします。

13. 表明および保証

13.1 顧客は、当社に対し、次の事項を表明し、保証します。

a) 顧客が自然人である場合、顧客は18歳以上であり、完全な行為能力を有し、本契約を締結することが法的に認められていること

b) 顧客が法人である場合、自らに適用される法律に基づき有効に設立、登記され存続しており、本契約を締結し履行する完全な権能および権限を有すること

c) 口座開設申込書に記入し、本契約を承諾し、または顧客に代わって指示を与える者が、適切に授権されていること

d) 本契約が顧客の有効かつ拘束力のある義務を構成すること

e) 本契約の締結および履行が、顧客に適用される法令、裁判所の命令、定款類、契約または義務に違反しないこと

f) 顧客によりまたは顧客のために提供されたすべての情報および書類が、完全、正確、真正、最新であり、誤解を招くものでないこと

g) 顧客が、本契約およびこれに組み込まれた法的文書を読み、理解し、承諾していること

h) 当社に開示され、書面により承認された場合を除き、顧客が本人として行為しており、他者の代理人、代表者、受託者、名義人、カストディアンまたは仲介者として行為していないこと

i) 当社が書面で別段の承認をした場合を除き、顧客が、顧客口座に入金されたすべての資金、および当該顧客口座を通じて締結された取引における経済的利益の受益者であること

j) サービスに関連して使用されるすべての資金および資産が適法に取得されたものであり、犯罪収益ではなく、テロへの資金供与、制裁の回避または違法行為の支援を目的とするものでないこと

k) 当社に開示され、当社が承認した場合を除き、顧客が提供する資金および資産に留置権、担保、質権、担保権または第三者の請求権が付されていないこと

l) 顧客が、顧客または関係者が重要な公的地位にある者に該当するか否かを正確に開示していること

m) 顧客、および該当する場合には取締役、受益者、支配者、授権者または顧客のために行為する者のいずれも、当社によるサービスの提供を禁止または制限することとなる制裁または制限の対象となっていないこと

n) 顧客によるサービスの利用が、顧客の居住国、国籍国およびその他顧客に適用される法域において適法であること

o) 顧客が、本契約を締結しサービスを利用するために必要なすべての承認、免許、同意および許可を取得していること

p) 顧客が、適法な目的のためにのみ、かつ本契約に従って、サービス、取引プラットフォーム、気配値および市場情報を利用すること

q) 当社が書面で別段の承認をした場合を除き、顧客が、自らの取引目的以外に当社の気配値または市場情報を再配布、公表、商業的に利用その他の方法で使用しないこと

r) 顧客が、不正、相場操縦、インサイダー取引、禁止取引行為、または市場活動について虚偽もしくは誤解を招く外観を作出することを意図した行為に関与しないこと

s) 顧客が、当社の価格設定、執行システム、取引プラットフォームまたはリスク管理上の保護を不公正に悪用するための装置、ソフトウェア、アルゴリズム、戦略または取決めを使用しないこと、および

t) 顧客が個人取引に関して雇用上、職業上または規制上の制限を受けている場合、顧客が当該制限を開示し、必要なすべての承認を取得していること

13.2 顧客が法人、組合、信託またはこれに類する仕組みである場合、顧客はさらに次の事項を表明し、保証します。

a) その定款類、組合契約書または信託証書が有効であり、引き続き効力を有していること

b) 顧客およびそのために行為する各人が、取引を締結し顧客の義務を履行するために必要な権限を有していること

c) 必要な会社、組合、受託者、株主その他の承認をすべて取得していること

d) 顧客の所有、支配および受益者に関する完全かつ正確な情報が当社に提供されていること、および

e) 当社に開示されたものを除き、その解散、清算、管理手続または終了のための措置が講じられておらず、または提案されていないこと

13.3 本契約の有効期間中、顧客は次の事項を約束します。

a) 本契約を履行するために必要なすべての権限、承認、免許および同意を維持すること

b) 本条に基づく表明または保証を不正確または不完全とする変更について速やかに当社に通知すること

c) 顧客または関係者が制裁、刑事捜査、倒産手続の対象となった場合、または重要な公的地位にある者に該当することとなった場合、直ちに当社に通知すること

d) 債務不履行事由、または債務不履行事由となる合理的な可能性のある事情について当社に通知すること

e) 本条の遵守を確認するために当社が合理的に要求する情報および書類を提供すること

f) 当社が実施するコンプライアンス、決済、セキュリティまたは取引に関する調査に協力すること、および

g) 当社またはサービス提供者に適用法令違反を生じさせるおそれのある方法でサービスを利用しないこと

13.4 本条における表明および保証は、顧客が注文を発注し、取引を締結し、指示を与え、資金を入金もしくは出金するたびに、また義務または未決済ポジションが残存する限り、繰り返し行われたものとして取り扱われるものとします。

13.5 当社は、これらの表明および保証に依拠して本契約を締結し、サービスを提供します。本条の重大な違反は、債務不履行事由を構成するものとします。

14. 顧客によるリスクの確認および同意

14.1 顧客は、当社が提供するCFDその他のデリバティブ商品が複雑かつ投機的で非常に高いリスクを伴い、すべての者に適しているわけではないことを確認し、承諾します。特に：

a) レバレッジは利益と損失の双方を大幅に増大させる可能性があり、原資産の価格のわずかな変動がポジションの価値に大きな変化をもたらす可能性があること

b) 顧客は顧客口座に入金したすべての資金を失う可能性があり、マイナス残高保護が明示的に適用されない場合には、追加の金額について責任を負う可能性があること

c) 市場のボラティリティ、流動性の不足、価格ギャップ、スリッページ、執行の遅延または取引の停止により、注文が要求または表示された価格で執行されない可能性があること

d) ストップロス、テイクプロフィット、マージンコールまたはストップアウトの仕組みは、ポジションが特定の価格で決済されること、または損失が限定されることを保証するものではないこと

e) 手数料、スプレッド、スワップ、資金調達コスト、通貨換算費用その他の手数料等により、利益が減少し、または損失が増加する可能性があること

f) 電子取引には、インターネットの障害、通信の遅延、ハードウェアもしくはソフトウェアの不具合、サイバーインシデント、システムの中断および第三者のサービス提供者の障害から生じるリスクが伴うこと、および

g) 過去の実績、市場分析、予測、取引シグナルまたは過去の価格は、将来の結果を保証するものではないこと

14.2 顧客は、適用される取引条件明細に明示的な別段の定めがない限り、次の事項を理解しています。

a) CFDは、原資産に対する所有権、受渡し、議決権その他の直接的な権利を顧客に付与するものではないこと

b) CFD取引は、該当する原資産の価格または価値の変動を参照して決済されること

c) CFDは、通常、店頭で締結され、規制された取引所で取引または清算されるものではないこと、および

d) 顧客は、希望する時期、価格または数量で未決済ポジションを決済できない場合があること

14.3 顧客は、サービスおよび各取引が顧客の目的、財務状況、知識、経験およびリスク許容度に照らして適切であるか否かを判断することについて単独で責任を負います。顧客は、必要に応じて、独立した財務、法務または税務の助言を得るものとします。

14.4 当社は、次の事項を行う義務を負いません。

a) 顧客に代わって顧客口座、証拠金維持率または未決済ポジションを監視すること

b) 不利な市場変動について顧客に助言すること

c) 顧客が自らの資力を超えて取引することを防止すること

d) ストップアウトを適用し、または本契約に基づくその他の権利を行使する前にマージンコールを発出すること、または

e) 顧客を損失から保護する目的でポジションを決済すること

顧客は、引き続き顧客口座を監視し、常に十分な証拠金を維持する責任を負います。

14.5 顧客は、本契約により認められる場合、顧客から追加の同意を得ることなく、当社が注文の拒否もしくは取消、証拠金もしくはレバレッジの調整、未決済ポジションの決済、ストップアウトの適用、取引の停止その他の保護措置を講じることを授権します。

14.6 顧客は、本契約、リスク開示通知、取引条件明細、方針、通知、取引報告書、取引確認、手数料等の変更その他の情報を、ウェブサイト、パーソナルエリア、取引プラットフォーム、電子メールその他当社が使用する電子的方法により電子的に受領することに同意します。

14.7 顧客は、インターネットに定期的にアクセスでき、電子的な連絡を受領するための適切な機器を有していることを確認します。顧客は、当社からの情報および通知を確認するため、ウェブサイト、パーソナルエリア、取引プラットフォームおよび登録電子メールアドレスを定期的に確認する責任を負います。

14.8 顧客は、適用法令により認められる範囲で、本契約の電子的な承諾、顧客口座の利用または注文の発注が、自筆の署名と同一の効力を有することに同意します。当社が保存する電子的記録は、顧客の承諾、連絡、注文および取引の証拠として使用されることがあります。

14.9 当社は、顧客が利益を得ること、損失を回避すること、または特定の取引結果を達成することを表明または保証しません。当社、その従業員、関連会社、紹介者またはサービス提供者によるいかなる表示も、かかる保証を構成するものではありません。

14.10 本契約およびリスク開示通知に記載されたリスクは網羅的なものではありません。新たなリスクまたは以前に特定されていなかったリスクが生じることがあり、市場状況は急速に変化することがあります。顧客は、該当する商品の性質および自らの財務上のエクスポージャーの程度を理解した上でのみ取引を行わなければなりません。

14.11 各注文を発注することにより、顧客は次の事項を確認します。

a) 当該取引およびそのリスクを独自に評価したこと

b) 当該取引を締結するのに十分な知識および資力を有していること

c) 当該取引から生じ得る損失を負担することができること、および

d) 当該取引判断について全面的な責任を負うこと

15. 苦情および紛争解決

15.1 サービスのいずれかの側面に不満のある顧客は、当社のウェブサイトに記載された連絡先または苦情窓口を通じて、書面による苦情を申し立てることができます。

15.2 苦情には、顧客の氏名、顧客口座番号、該当する注文または取引の詳細、苦情の内容の説明および裏付けとなる証拠を含めるものとします。

15.3 当社は、苦情を公正に調査し、合理的な期間内に書面で回答します。当社は、必要な場合には、顧客に追加の情報または書類を求めることがあります。

15.4 苦情が解決されない場合、両当事者は、まず誠実な協議により紛争の解決を図るものとします。適用法令に基づき独立した紛争解決機関が利用可能な場合、当社は顧客にその詳細を提供します。

15.5 苦情の申立ては、顧客の義務を停止させるものではなく、また当社が本契約に基づく権利（証拠金、ストップアウトまたは口座のセキュリティに関する措置の適用を含みます。）を行使することを妨げるものではありません。

15.6 未解決のまま残る紛争は、セクションA第16条「準拠法および裁判管轄」に従って取り扱われるものとします。

16. 準拠法および裁判管轄

16.1 本契約はセントルシアの法律に準拠するものとし、両当事者はセントルシアの裁判所の非専属的管轄に服するものとします。

16.2 当社は、適用法令、規制上の要件および関連する市場規則を遵守するために合理的に必要な措置を講じることができます。

17. 分離可能性

17.1 本契約のいずれかの規定が違法、無効または執行不能と判断された場合、当該規定は、執行可能とするために必要な最小限の範囲で修正されるものとします。修正が不可能な場合、当該規定は削除されたものとして取り扱われるものとします。

17.2 残りの規定は引き続き完全な効力を有し、ある法域における規定の無効は、他の法域における当該規定の有効性に影響を及ぼさないものとします。

18. 権利不放棄

18.1 当社が本契約に基づく権利または救済手段を行使せず、またはその行使が遅れた場合であっても、当該権利または救済手段の放棄を構成するものではありません。

18.2 権利の単独または部分的な行使は、当該権利のさらなる行使またはその他の権利の行使を妨げるものではありません。当社による権利の放棄は、書面により明示的に行われなければならず、それが与えられた特定の事項にのみ適用されるものとします。

18.3 本契約に基づく当社の権利および救済手段は累積的なものであり、適用法令に基づき利用可能な権利を排除するものではありません。

19. 言語

19.1 当社および本契約の公式言語は英語です。翻訳は便宜上提供されるものにすぎません。

19.2 英語版と翻訳版との間に相違または不一致がある場合には、英語版が優先するものとします。

19.3 顧客は、英語を理解しているか、または本契約を理解するために独立した支援を得たことを確認します。当社は他の言語で連絡を行うことがありますが、それを継続する義務を負いません。

20. 紹介者

20.1 顧客は、紹介者により当社に紹介された場合があります。紹介者は独立した者であり、当社の従業員、代理人または代表者ではなく、当社を拘束する権限を有しません。

20.2 当社は、紹介者の助言、表明、約束、作為または不作為について責任を負わないものとします。顧客と紹介者との間の個別の契約は、当社を拘束しないものとします。

20.3 当社が書面により明示的に承認した場合を除き、紹介者は、利益を保証し、顧客の資金を受領し、顧客口座を操作し、または顧客のアクセスデータを受領する権限を有しません。

20.4 当社は、適用法令により認められる範囲で、顧客の活動に基づき、紹介者に手数料、リベートその他の便益を支払うことがあります。さらなる情報は、要求される場合に開示されます。

20.5 顧客と紹介者との関係の終了は、本契約を終了させ、またはその他の方法で本契約に影響を及ぼすものではありません。

21. 本人確認および電子的確認

21.1 当社は、電子的確認システム、外部データベースおよび第三者のサービス提供者を用いて、顧客の本人確認を行うことがあります。

21.2 顧客は、プライバシーポリシーおよび適用法令に従い、確認、不正防止、制裁スクリーニングおよびコンプライアンスの目的で、当社が本人確認情報および書類を収集、利用および開示することを授権します。

21.3 当社は、追加の、更新された、認証済みのまたは原本の書類を要求することができ、いつでも確認手続を繰り返すことができます。

21.4 顧客は、正確かつ真正な情報を提供しなければなりません。虚偽、誤解を招くまたは不正な情報の提供は、債務不履行事由を構成するものとします。

21.5 確認を当社が満足する形で完了できない場合、当社は、申込みの拒否、顧客口座の制限、取引もしくは支払の拒否、資金の送金元への返金、または本契約の解除を行うことができます。

22. 通貨換算

22.1 当社は、本契約に基づき保管し、受領し、または支払うべき金額を、顧客口座の通貨、または取引、支払もしくは相殺に必要なその他の通貨に換算することができます。

22.2 通貨換算は、利用可能な市場レートまたは決済サービス提供者のレートを用いて当社が決定するレートで行われます。当社は、換算手数料またはマークアップを適用することがあります。

22.3 顧客は、すべての換算費用および為替相場の変動リスクを負担するものとします。換算レートは、銀行その他の提供者が表示するレートと異なることがあります。

22.4 該当する通貨、レートもしくは決済サービスが利用できない場合、またはコンプライアンスもしくはリスク管理の目的上必要な場合、当社は通貨換算を拒否し、または遅延させることがあり

ます。

23. 追加的行為およびその他の事項

23.1 顧客は、本契約を実施し、またはその遵守を確認するために当社が要求する情報または書類を提供し、合理的な手続を完了するものとします。

23.2 本契約のいかなる規定も、両当事者間に組合、合弁、代理、雇用または信認関係を創設するものではありません。顧客は、当社のために行為し、または約束を行ってはなりません。

23.3 いずれの当事者も、事前の書面による同意なく、他方当事者の名称、商標または知的財産を使用してはなりません。

23.4 顧客は、電子的に承諾を確認し、口座開設申込書を提出し、顧客口座を開設もしくは利用し、またはサービスを利用することにより、本契約を承諾します。かかる承諾は署名と同一の効力を有するものとします。

23.5 本契約およびこれに組み込まれた書類は、サービスに関する両当事者間の完全な合意を構成します。

セクションB

顧客口座

1. 顧客口座

1.1 顧客の申込みが承認され、当社の確認要件が完了した後、当社は顧客のために一つまたは複数の顧客口座を開設することができます。

1.2 当社は、異なる口座タイプ、通貨、取引条件、執行方式および最低入金額の要件を提供することがあります。適用される特徴は、ウェブサイト、パーソナルエリアまたは取引プラットフォームに表示されます。

1.3 当社は、口座タイプまたはその特徴を新設、変更または廃止することがあります。重要な変更については、合理的に可能な場合、顧客に通知されます。

1.4 顧客口座は顧客個人に帰属するものであり、当社の事前の書面による承認なく、譲渡、売却、共有し、または他の者に操作させてはなりません。

1.5 当社は、追加の口座または重複した口座の開設を拒否することができ、不正、禁止取引行為、債務不履行事由、または以前に制限を受けた顧客に関連する口座を制限し、または閉鎖することができます。

1.6 取引により生じた損益は、該当する取引が決済された時点で顧客口座に入金または出金されるものとします。手数料等、支払その他の調整は、該当する時点で記録されるものとします。明白な誤りが立証されない限り、当社の口座記録は、顧客の活動および残高の証拠となるものとします。

1.7 顧客口座の開設は、特定の口座タイプ、通貨、特徴または取引プラットフォームに対する恒久的な権利を顧客に付与するものではありません。

2. 顧客資金

2.1 顧客から受領した資金は、当社により決済、照合および受理された後、顧客口座に入金されます。

2.2 当社は、セントルシア国内または国外の銀行、決済サービス提供者、流動性提供者、カストディアン、関連会社その他の第三者に顧客資金を預託することがあります。かかる資金は、プール口座またはオムニバス口座で保管されることがあります。

2.3 当社は、各顧客に帰属する金額を示す記録を維持し、本契約に基づく取引、証拠金、手数料等、決済その他支払うべき金額に顧客資金を充当することができます。

2.4 未決済ポジションの損益は、評価損益として表示されます。ポジションが決済された時点で、最終的な損益が、適用される手数料等および調整に従い、顧客口座に入金または出金されます。

2.5 明示的な別段の合意がない限り、顧客資金について顧客に利息は支払われないものとします。

2.6 顧客資金は、第三者である保管者に適用される法令、倒産規則、担保権または相殺権の影響を受けることがあります。明示的に確認されない限り、顧客資金は預金保険制度または投資者補償制度により保護されません。

2.7 当社は、当社の不正、故意の不正行為または重大な過失により直接生じた場合を除き、第三者の破綻について責任を負わないものとします。

3. 入金、出金および返金

3.1 顧客は、パーソナルエリアで利用可能な決済手段を用いて資金を入金および出金することができます。当社は、利用可能な手段、通貨、限度額および要件をいつでも変更することができます。

3.2 支払は、顧客の名義で保有される口座または決済手段を通じて行われなければなりません。当社は、匿名または第三者による支払を拒否し、またはその送金元に返金することができます。

3.3 顧客口座には、適用される手数料等を控除した上で、当社が実際に受領し決済が完了した金額のみが入金されます。

3.4 当社は、資金の所有、源泉または目的を確認する情報または書類を要求することができ、その審査が完了するまで支払を遅延させ、または拒否することができます。

3.5 出金はパーソナルエリアを通じて請求しなければならず、証拠金、手数料等その他当社に対する義務に必要とされない資金からのみ行うことができます。

3.6 当社は、元の決済手段を通じて資金を返金することができます。複数の手段が使用された場合、出金は按分により、または当社が定める順序で処理されることがあります。

3.7 当社は、次の場合、出金を遅延させ、拒否し、または取り消すことができます。

a) 顧客の情報または書類が不完全であり、または古い場合

b) 十分な余剰資金が利用できない場合

c) 不正、違法行為、チャージバックまたは債務不履行事由が疑われる場合

d) 顧客口座が制限され、または調査中である場合

e) 決済サービス提供者が利用できない場合、または

f) 当該措置が適用法令により要求され、またはセキュリティもしくはコンプライアンスの目的上必要である場合

3.8 顧客は、すべての銀行手数料、決済サービス提供者の手数料、換算手数料および処理手数料を負担するものとします。当社は、資金が決済サービス提供者に送金された後に生じた遅延について責任を負いません。

3.9 資金が誤って入金され、重複して入金され、取消処理され、またはチャージバックの対象となった場合、当社は、顧客口座からの引落し、入金の取消、顧客口座の制限、未決済ポジションの決済、または顧客からの当該金額の回収を行うことができます。

3.10 顧客の口座間の内部振替において当社が誤って誤った取引口座に資金を振り替えた場合、当社は自らの費用で当該振替を訂正し、影響を受けた金額を回復するものとします。

3.11 出金により、顧客の有効証拠金および証拠金維持率が低下することがあります。顧客は、出金請求の送信後も十分な証拠金が維持されることを確保する責任を負います。

4. 留置権および担保

4.1 当社は、顧客が負うすべての義務が完全に履行されるまで、当社、その関連会社またはサービス提供者が顧客のために保管するすべての資金、残高その他の資産について一般的な留置権を有するものとします。

4.2 留置権は、手数料等、損失、チャージバック、支払の取消、補償、損害賠償およびコンプライアンスに関する請求を含む、現在、将来、現実または偶発的なすべての債務に及ぶものとします。

4.3 当社は、金額の支払期限が到来した場合、または法的拘束力のある請求を保全するために合理的に必要な場合、事前の通知なく、当該資金または資産を留保し、出金を制限し、その留置権を行使することができます。

4.4 顧客は、当社の事前の書面による同意なく、顧客口座に関連する資金または権利を譲渡し、質入れし、またはこれに担保権を設定してはなりません。

4.5 本条に基づく当社の権利は、本契約の解除後も存続するものとします。

5. ネッティング、留置権および相殺

5.1 当社は、顧客が負うすべての義務が完全に履行されるまで、当社またはそのサービス提供者が顧客のために保管するすべての資金、残高その他の資産について一般的な留置権を有するものとします。

5.2 当社と顧客が相互に金銭債務を負う場合、当該債務は結合され、相殺されることがあります。金額が等しい場合、両債務は相互に消滅するものとします。一方の金額が大きい場合、大きい金額を負う当事者は残額の差額のみを支払うものとします。

5.3 当社は、顧客の名義で保有される顧客口座を結合し、または統合し、ある顧客口座の貸方残高を他の顧客口座の借方残高その他の債務に充当することができます。

5.4 適用法令により認められる範囲で、当社は、顧客の追加の承認を得ることなく、次の措置を講じることができます。

a) 顧客が負う金額を、顧客のために保管し、または顧客に支払うべき資金から控除すること

b) 顧客口座間で資金を振り替えること

c) その時点の換算レートで、ある通貨から別の通貨に資金を換算すること

d) 未決済ポジションを決済し、その代金を顧客の義務の履行に充当すること、および

e) 現在の、係属中の、または将来の法的拘束力のある義務を履行するために合理的に必要な資金を留保すること

5.5 当社は、顧客に資金を返還する前、債務不履行事由の発生後、本契約の解除時、または顧客が負う金額の支払期限が到来したいずれの時点においても、本条に基づく権利を行使することができます。

5.6 顧客のために保管される預託金、証拠金その他の金額は、本契約に基づく顧客の義務が完全に履行されるまで返還義務が生じないものとします。

5.7 本条は、本契約の解除後も存続し、両当事者、および該当する場合にはその相続財産、承継人、代理人および債権者を拘束するものとします。

6. 一時的な制限および口座の凍結

6.1 当社は、次の場合、事前の通知なく顧客口座を一時的に制限し、または凍結することができます。

a) 債務不履行事由が発生し、またはその疑いがある場合

b) 顧客の情報または確認が不完全であり、または古い場合

c) 顧客のアクセスデータが侵害された可能性がある場合

d) 不正、違法行為、疑わしい取引またはチャージバックが疑われる場合

e) 支払、振替または口座の誤りについて調査が必要な場合

f) 不可抗力事由または技術的問題が発生した場合

g) 当社が権限ある当局またはサービス提供者から要請を受けた場合、または

h) 顧客、当社またはサービスの完全性を保護するために制限が合理的に必要な場合

6.2 口座が制限されている間、当社は、注文の拒否、入金または出金の制限、未決済ポジションの決済または管理、および追加の情報または書類の要求を行うことができます。

6.3 顧客は、無権限のアクセスまたは不正使用が疑われる場合、当社に顧客口座を一時的に凍結するよう求めることができます。当社は、当該要請に対応する前に本人確認を求めることがあります。

6.4 当社は、関連する問題が解決されたと認めた場合、制限を解除することができます。問題を解決できない場合、当社は顧客口座を閉鎖し、本契約を解除することができます。

6.5 当社は、係属中のチャージバック、支払の取消、法的請求その他の法的拘束力のある義務に充てるために合理的に必要な資金を留保することができます。

6.6 当社は、本条に基づき合理的に課された制限から生じる損失について、当社の不正、故意の不正行為または重大な過失により生じた場合を除き、責任を負わないものとします。

7. 休眠口座およびアーカイブ口座

7.1 当社は、ウェブサイトまたはパーソナルエリアに定める期間、未決済ポジションがなく、取引、入金、出金または内部振替の活動がない顧客口座を、休眠口座として分類することができます。

7.2 当社は、休眠口座をアーカイブし、その待機注文を取り消し、口座の一部の機能またはサービスへのアクセスを制限することができます。

7.3 ウェブサイト、パーソナルエリアまたは適用される手数料表に開示されている場合、休眠口座手数料または管理手数料が適用されることがあります。

7.4 顧客は、本人確認、更新されたデュー・ディリジェンスの要件、ならびに当社の留置権および相殺権に従うことを条件として、口座の再有効化または残余の残高の出金を請求することができます。

7.5 当社は、アーカイブ口座を閉鎖し、または回復不能として分類することができます。顧客が権利を有する残余の資金は、引き続き記録され、適用法令に従って取り扱われます。

7.6 当社は、適用法令またはその記録保存方針が要求する期間、当該口座の取引履歴、通信その他の記録を保存することができます。

8. マイナス残高保護および口座の調整

8.1 マイナス残高保護は、当社が該当する顧客口座についてこれが利用可能であることを明示的に確認した場合にのみ、ウェブサイトまたはパーソナルエリアに掲載された条件に従って適用されます。

8.2 マイナス残高保護が適用される場合、当社は、すべての未決済ポジションが決済され、すべての取引、手数料等および決済操作が照合された後、適格なマイナス残高をゼロに調整することができます。

8.3 当社が計算および審査を完了する間、マイナス残高が一時的に表示されたままとなることがあります。

8.4 マイナス残高保護は、次の事項から生じる損失または債務には適用されません。

a) 不正、違法行為または債務不履行事由

b) 禁止取引行為またはマイナス残高保護の濫用

c) チャージバック、支払の取消または未払の手数料等

d) 顧客が提供した不正確な情報または指示、または

e) 適用されるマイナス残高保護の方針に定めるその他の除外事由

8.5 マイナス残高保護は、当社がストップアウトを適用し、未決済ポジションを決済し、その相殺権を行使し、または顧客が負う取引以外の債務を回収することを妨げるものではありません。

8.6 明白な価格設定の誤り、不正確な気配値、システムエラー、重複したもしくは誤った入金、支払の取消、コーポレートアクションまたはこれらに類する事由により調整が必要な場合、当社は、顧客口座への引落し、入金、取消処理その他の方法による訂正を行うことができます。

8.7 当社は、合理的に可能な場合、重要な調整について顧客に通知します。顧客が明白な誤りを立証しない限り、当社の訂正後の記録が優先するものとします。

セクションC

取引プラットフォーム

1. 取引プラットフォーム

1.1 当社は、顧客に対し、顧客自身の取引のためにのみ取引プラットフォームにアクセスし利用する、限定的、個人的、非独占的、譲渡不能かつ取消可能な権利を付与します。

1.2 取引プラットフォームにより、顧客は、気配値の閲覧、注文の発注または管理、未決済ポジションの監視、口座情報の確認、および当社からの連絡の受領を行うことができる場合があります。

1.3 当社は、さまざまなプラットフォーム、アプリケーション、機能またはバージョンを提供することがあり、いつでもそのいずれかを変更、更新、差替えまたは廃止することができます。

1.4 顧客は、当社の指示に従い、互換性があり最新の端末、オペレーティングシステム、ソフトウェアおよびインターネット接続を使用しなければなりません。

1.5 取引プラットフォームを通じて送信された注文は、当社の取引サーバーが受信し確認するまで、受け付けられたもの、または執行されたものとはみなされません。

1.6 顧客の端末に表示された情報と当社の記録との間に相違がある場合、明白な誤りが立証されない限り、当社の取引サーバーの記録が優先するものとします。

2. 技術的問題およびシステム障害

2.1 顧客は、取引プラットフォームを利用するために必要な適切な機器、ソフトウェア、インターネットアクセスおよびセキュリティ保護を取得し、維持する責任を負います。

2.2 当社は、取引プラットフォームが常に利用可能であり、中断されず、安全であり、または誤り、遅延もしくは技術的障害がないことを保証しません。

2.3 当社は、定期メンテナンス、緊急の修復、セキュリティ上の理由、または当社の合理的な支配を超える事情のために、事前の通知の有無にかかわらず、取引プラットフォームを停止し、または制限することができます。

2.4 技術的問題またはシステム障害の発生中、当社は次の措置を講じることができます。

a) 取引を停止し、または制限すること

b) 気配値の提供を停止すること

c) 注文を拒否、遅延または取消すること

d) 利用可能な執行方式を変更すること

e) 合理的に必要な場合、未決済ポジションを決済し、または管理すること、または

f) 代替システムまたはバックアップシステムを使用すること

2.5 指示は、当社が受信するまで効力を生じません。指示を繰り返すと重複した取引が生じる可能性があるため、顧客は、注文を再送信する前にその状況を確認しなければなりません。

2.6 当社は、障害の発生中、代替の通信手段による指示を受け付けることができますが、その義務は負いません。

2.7 当社は、顧客の機器、インターネット接続、第三者のシステム、または当社の合理的な支配を超える事情により生じた損失について、当社の不正、故意の不正行為または重大な過失により生じた場合を除き、責任を負わないものとします。

3. 禁止取引行為

3.1 顧客は、違法、不正、操作的または濫用的な目的のために、取引プラットフォーム、顧客口座またはサービスを利用してはなりません。

3.2 禁止取引行為には、次のものが含まれます。

a) 取引プラットフォーム、他の口座または当社のシステムへの無権限のアクセスを取得し、または取得しようとすること

b) セキュリティ管理を回避し、ソフトウェアをリバースエンジニアリングし、または取引プラットフォームの運用を妨害すること

c) 当社のシステムに損害を与え、妨害し、または過度の負荷をかけるおそれのあるウイルス、有害なコード、または過剰な注文もしくはリクエストを送り込むこと

d) 顧客個人の取引以外の目的で、気配値、市場データまたはプラットフォーム情報を複製、スクレイピング、保存、販売または再配布すること

e) 複数の口座、身元、または同一人が支配する口座を通じて、ボーナス、リベートまたはプロモーション上の便益を請求すること

f) 取引量または売買高の要件を満たすことのみを目的として、ヘッジされた、相殺し合う、または実質的にリスクのない取引を利用すること

g) 資金の入金、便益の請求、最小限の取引活動の実施、および資金の出金を繰り返すこと

h) 内部振替を利用して証拠金をリセットし、便益を解除し、または口座もしくはプロモーションの制限を回避すること

i) プロモーション上の支払を確保し、または手配するために、他の顧客または顧客グループと協調すること

j) 遅延した、凍結した、不正確な、古いもしくは市場から乖離した気配値、価格設定の誤り、システムエラー、価格配信の中断または執行の遅延を悪用すること

k) 価格設定、ティック、古い気配値または執行のレイテンシーを悪用する意図または効果をもって、顧客が開始した完了取引の30%超を新規建てから60秒以内に決済すること

l) レイテンシー・アービトラージ、クオート・スナイピング、ティック・スキャルピング、またはスプレッドもしくは流動性の一時的な異常の悪用を行うこと

m) スリッページ、リクオートその他の執行の仕組みを組織的に悪用すること

n) 特定可能な価格設定または執行の異常を悪用するために、ロールオーバー時刻、市場の開始、週末のギャップ、ニュースの発表または流動性の乏しい時間帯を意図的に狙うこと

o) 価格設定に影響を与え、またはこれを悪用する目的で、流動性の乏しいまたは出来高の少ない金融商品に活動を集中させること

p) 真の市場リスクを回避し、またはスプレッド、手数料、スワップもしくは執行の差異を悪用するために、顧客が支配する複数の口座にわたり、同一または相関する金融商品について協調した反対ポジションを保有すること

q) 他の顧客または顧客グループと、反対の、対になった、鏡像の、またはほぼ同時の取引を協調して行うこと

r) 当社の価格設定と外部の取引施設、価格配信またはブローカーとの間の遅延、誤りまたは一時的な差異を悪用すること

s) 金融商品の価格、流動性もしくは需要を操作し、またはインサイダー情報を用いて取引すること

t) 価格設定、レイテンシーまたは執行を悪用するよう設計または設定されたエキスパートアドバイザー、ボット、スクリプト、プラグイン、ブリッジ、APIまたは改変された端末を使用すること

u) 過剰な注文、一括取消、リクエストまたはサーバー負荷を生じさせる自動化システムを使用すること

v) 当社が要求する開示または承認なく、口座間でコピートレード、シグナルのミラーリングまたはブリッジ経由の執行を行うこと

w) 当社にリスクを転嫁しつつ、グループに保証されたまたは実質的にリスクのないリターンを確保することを意図した協調的なグループ活動を行うこと

x) 当社の書面による同意および適用法令が要求する認可なく、開示されていない本人のために行為し、またはファンドマネージャーとして活動すること

y) マイナス残高保護、スワップフリーの条件、ボーナス、リベート、キャッシュバック、ロイヤルティ特典または紹介者の手数料を濫用すること

z) 当社の書面による同意なく、他の者に顧客口座を操作させ、または他の者のために取引すること

aa) 制限を回避し、または関連する活動を隠すために、複数の口座、身元、端末または決済手段を開設し、または使用すること

bb) 不正な入金、出金、チャージバックまたは支払の取消を行うこと、または

cc) 当社が合理的に欺瞞的、濫用的または真正な取引活動と整合しないとみなすその他の活動に従事すること

短期売買、ヘッジ、自動売買または裁定取引は、上記の濫用的な行為の一部を構成しない限り、その名称または期間のみを理由として禁止されるものではありません。

3.3 当社は、口座または顧客が関連しているか否かを判断するに当たり、共通の所有、識別情報、端末、IPアドレス、所在地、決済手段、取引パターン、注文のタイミング、価格設定および通信を考慮することができます。いずれの要素も、それ単独で決定的なものではありません。

3.4 当社が禁止取引行為を合理的に疑う場合、当社は次の措置を講じることができます。

a) 関連する顧客口座を調査し、制限すること

b) 影響を受けた注文および取引を拒否、取消、遅延、取消処理または調整すること

c) 適切な市場価格または参照価格を用いて、影響を受けた取引を再計算すること

d) 内部振替を取り消すこと

e) 禁止された活動から生じた利益、リベート、手数料、ボーナスその他の便益を剥奪すること

f) レバレッジ、必要証拠金または執行条件を変更すること

g) 自動売買、APIアクセスまたは取引プラットフォームへのアクセスを停止すること

h) 未決済ポジションを決済し、または顧客口座を閉鎖すること

i) 出金を遅延させ、その留置権および相殺権を行使すること

j) 損失、手数料等および合理的な調査費用を回収すること、または

k) 当該活動を権限ある当局または影響を受けたサービス提供者に報告すること

3.5 当社は、関連するすべての口座にこれらの措置を適用することができ、損失、手数料等および当社に適法に支払うべき金額を控除した上で、確認済みの当初入金額のみを返還することができます。

3.6 当社は、適用法令により認められ、かつ合理的に可能な場合、本条に基づき講じた重要な措置について顧客に通知します。

4. アクセスデータのセキュリティ

4.1 顧客は、すべてのユーザー名、パスワード、セキュリティコード、APIキー、トークンその他のアクセスデータを秘密かつ安全に保持しなければならず、権限のない者に開示してはなりません。

4.2 当社は、顧客のアクセスデータを用いて行われた注文、指示または活動を、さらなる確認を行うことなく、顧客により授権されたものとして取り扱うことができます。

4.3 顧客は、アクセスデータが紛失、開示、侵害または無権限で使用された場合には、直ちに当社に通知しなければならず、可能な場合には影響を受けた認証情報を変更しなければなりません。

4.4 当社は、無権限のアクセスまたはセキュリティ上のリスクが疑われる場合、アクセスの停止、アクセスデータの取消もしくは再発行、追加の確認の要求、またはその他のセキュリティ措置の適用を行うことができます。

4.5 顧客は、当社が不正使用の疑いに関する通知を受領し、これに対応するまでの間にそのアクセスデータを用いて行われた活動について責任を負います。ただし、損失が当社の不正、故意の不正行為または重大な過失により直接生じた場合はこの限りではありません。

4.6 顧客は、紹介者、アカウントマネージャー、取引サービス、シグナル提供者またはファンドマネージャーに対し、その者が正式に授権され、当社により承認されている場合を除き、アクセスデータを提供してはなりません。

4.7 当社のセキュリティ措置は、無権限のアクセスのリスクを低減しますが、完全に排除することはできません。顧客は、自らの端末、電子メールアカウントおよび通信手段の安全を確保する責任を引き続き負います。

5. 知的財産

5.1 ウェブサイト、取引プラットフォーム、ソフトウェア、システム、市場データ、気配値、コンテンツ、文書、商標およびロゴに関するすべての権利は、当社またはそのライセンサーに帰属します。

5.2 顧客は、サービスのために取引プラットフォームおよび関連資料を使用する、限定的、個人的、非独占的、譲渡不能かつ取消可能な権利のみを受けます。

5.3 顧客は、事前の書面による同意なく、当社またはそのライセンサーの知的財産のいかなる部分も、複製、改変、再製、公表、配布、販売、ライセンス供与、リバースエンジニアリングまたは商業的に利用してはなりません。

5.4 気配値、価格配信および市場データは、当社との間の顧客個人の取引のためにのみ使用することができ、同意なく保存、再配布し、または他のプラットフォームもしくはサービスを通じて使用してはなりません。

5.5 顧客は、後援、提携または認可を示唆する方法で、当社の名称、商標、ロゴまたはブランドを使用してはなりません。

5.6 本条に違反した場合、当社は関連資料を使用する顧客の権利を停止し、または終了することができます。これらの義務は、本契約の解除後も存続するものとします。

セクションD

取引条件

1. 注文の発注および執行

1.1 顧客は、取引プラットフォームまたは当社が明示的に承認したその他の方法を通じて注文を発注することができます。

1.2 当社は、顧客のアクセスデータを用いて送信された注文に依拠し、これに基づき行為することができます。当該注文は、顧客により授権され、顧客を拘束するものとして取り扱われます。

1.3 注文は取引の締結を求める要請であり、当社の取引サーバーにより執行済みとして記録されるまで、受け付けられたもの、または執行されたものとはみなされません。

1.4 金融商品、口座の種類および執行の取決めに応じて、当社は本人として注文を執行し、または第三者を通じた執行のために注文を取り次ぎ、もしくは媒介することができます。

1.5 当社は、注文の全部または一部を執行することができ、執行のために合理的に必要な場合には、注文を集約し、分割し、または回送することができます。

1.6 執行は、利用可能な価格、流動性および市場状況に左右されます。執行価格は、スリッページ、ボラティリティ、価格ギャップ、レイテンシーその他の市場要因により、要求または表示された価格と異なることがあります。

1.7 執行された取引は拘束力を有し、当社または取引プラットフォームが明示的に認める場合を除き、顧客が取り消し、または変更することはできません。

1.8 顧客は、注文および未決済ポジションの状況を監視する責任を負い、誤りまたは無権限の取引が疑われる場合には直ちに当社に通知しなければなりません。

1.9 明白な誤りが立証されない限り、当社の取引サーバーの記録は、注文および取引の証拠となります。

2. 注文の拒否、取消および変更

2.1 当社は、次の場合、注文を拒否、遅延、取消し、または執行を拒絶することができます。

a) 該当する市場が閉鎖され、停止され、または異常な状況の影響を受けている場合

b) 信頼できる気配値または十分な流動性が利用できない場合

c) 顧客の余剰証拠金が不十分である場合

d) 注文が適用される数量、エクスポージャーまたは取引の上限を超える場合

e) 要求された価格がもはや利用できない場合、または不正確な、古いもしくは市場から乖離した気配値に基づく場合

f) 顧客が不合理または過剰な数の注文またはリクエストを送信した場合

g) 技術、通信または第三者のシステムの障害が発生した場合

h) 顧客口座が制限され、閉鎖され、または債務不履行事由の対象となっている場合

i) 禁止取引行為が疑われる場合

j) 当該注文が適用法令または規制上の要件に違反することとなる場合、または

k) 当社のコンプライアンス、セキュリティまたはリスク管理のために拒否が合理的に必要な場合

2.2 当社は、合理的に可能な場合には注文の拒否または取消について顧客に通知しますが、適用法令またはセキュリティ上の要件により制限される場合には、理由を示す義務を負いません。

2.3 注文の取消または変更を求める顧客の要請は、当該注文が執行される前に当社が受領し承諾しない限り、効力を生じないものとします。

2.4 当社は、金融商品が満期を迎えた場合、取引が停止された場合、取引条件明細が変更された場合、またはコーポレートアクションが該当する原資産に影響を及ぼす場合、待機注文を取り消すことができます。

2.5 明白な価格設定、システムまたは執行の誤りにより取引が執行された場合、当社は、当該取引を取り消し、または公正な市場価格もしくは参照価格を用いてこれを調整することができます。

2.6 当社は、本条に基づき合理的に講じた措置から生じた損失について、当社の不正、故意の不正行為または重大な過失により生じた場合を除き、責任を負わないものとします。

3. 必要証拠金

3.1 顧客は、すべての注文および未決済ポジションについて、当社が要求する十分な当初証拠金、維持証拠金、両建て証拠金その他の証拠金を預託し、維持しなければなりません。

3.2 当社からの通知または請求の有無にかかわらず、顧客は、当社が計算する必要証拠金を充足するのに十分な有効証拠金を常に維持しなければなりません。顧客は、証拠金、有効証拠金、余剰証拠金および証拠金維持率の計算方法を理解する責任を負います。

3.3 必要証拠金は、取引条件明細、パーソナルエリアまたは取引プラットフォームに表示され、金融商品、口座の種類、取引数量、レバレッジおよび市場状況により異なることがあります。

3.4 必要証拠金は、週末、休日その他の非取引期間を含め、継続的に変動することがあります。当社は次の事項を考慮することがあります。

a) 顧客の未決済ポジションおよび総エクスポージャー

b) 市場および商品のボラティリティ

c) 流動性リスクおよび通貨リスク

d) 顧客の取引量または取引活動の変化

e) 特定の金融商品への集中したエクスポージャー、および

f) 予定されているニュース、市場の閉鎖、または予想される異常な市場状況

3.5 当社は、新規注文、待機注文または既存の未決済ポジションについて、必要証拠金の引上げもしくは引下げ、レバレッジの引下げ、または追加証拠金の要求を行うことができます。合理的に可能な場合、当社は通知を行いますが、リスク管理の目的上必要な場合には、変更が直ちに効力を生じることがあります。

3.6 両建てポジションまたは相殺し合うポジションも、引き続き証拠金の対象となることがあります。両建てポジションの一方を決済または縮小した場合、残りのポジションに必要な証拠金が直ちに増加することがあります。

3.7 顧客は、顧客口座を継続的に監視する責任を負い、当社からマージンコールその他の通知を受領することに依存してはなりません。

3.8 資金は、決済が完了し顧客口座に入金された後にのみ証拠金として算入されるものとします。処理中の入金または振替は、必要証拠金を充足しません。

3.9 当社が要求する追加証拠金は、指定された期間内に、期間の指定がない場合には直ちに、差し入れなければなりません。一度の証拠金の要求は、当社が別の要求を行うことを妨げるものではありません。当社が認める追加の猶予は書面で確認されなければならず、当社の権利の放棄とはならないものとします。

3.10 顧客が十分な証拠金を維持しない場合、当社は、事前の通知なく、新規注文の拒否、待機注文の取消、レバレッジの引下げ、または未決済ポジションの決済を行うことができます。かかる不履行は、債務不履行事由を構成することもあります。

4. レバレッジ

4.1 レバレッジにより、顧客は預託した証拠金よりも大きな取引を管理することができ、利益と損失の双方が大幅に増加する可能性があります。

4.2 利用可能なレバレッジは、顧客口座、金融商品、取引数量、取引量、顧客区分および市場状況により異なることがあります。

4.3 当社は、固定、変動、段階的または動的なレバレッジを適用することができ、顧客口座または金融商品について最大レバレッジを設定することができます。

4.4 当社は、市場のボラティリティ、予定されているニュース、市場の閉鎖、集中したエクスポージャー、顧客の活動の変化その他のリスク管理上の考慮により合理的に必要な場合、利用可能なレバレッジを引き上げ、引き下げ、または撤回することができます。

4.5 レバレッジの変更は、新規または既存のポジションに適用されることがあり、必要証拠金を増加させることがあります。顧客は、変更後も十分な証拠金を維持する責任を負います。

4.6 特定のレバレッジ水準が利用可能であることは保証されません。適用されるレバレッジは、取引条件明細、パーソナルエリアまたは取引プラットフォームに表示されます。

5. ストップロス、テイクプロフィットおよびトレーリングストップ

5.1 顧客は、取引プラットフォームが対応している場合、ストップロス、テイクプロフィットおよびトレーリングストップの機能を使用することができます。

5.2 ストップロスまたはテイクプロフィットは、適用される当社の気配値が指定された水準に達した時点で発動されます。これは、その正確な価格での執行を保証するものではありません。

5.3 ボラティリティ、価格ギャップまたは流動性の不足の際には、注文が次に利用可能な価格で執行されることがあり、予想より大きな損失または異なる利益が生じることがあります。

5.4 トレーリングストップは、顧客の端末またはターミナルを通じて作動することがあり、端末、ターミナル、インターネット接続または取引プラットフォームの接続が切断された場合、機能を停止することがあります。

5.5 顧客は、これらの指示を設定し、監視し、変更する責任を負います。当社は、これらを監視し、またはこれらが作動しなかった場合に顧客に通知する義務を負いません。

5.6 当社は、指示の水準が無効である場合、取引が停止された場合、コーポレートアクションが発生した場合、金融商品が満期を迎えた場合、または明白な誤りがある場合、当該指示を拒否、取消または調整することができます。

5.7 当社の証拠金、ストップアウトその他のリスク管理手続は、ストップロス、テイクプロフィットまたはトレーリングストップの指示に優先するものとします。

5.8 当社は、これらの機能の作動または不作動から生じた損失について、当社の不正、故意の不正行為または重大な過失により生じた場合を除き、責任を負わないものとします。

6. 取引確認、取引報告書および報告

6.1 当社は、取引プラットフォームまたはパーソナルエリアを通じて、注文、取引、未決済ポジション、残高、有効証拠金および口座の活動に関する情報への電子的アクセスを顧客に提供します。

6.2 執行された各取引について確認が提供されます。確認を受領しなかったこと、または受領が遅れたことにより、取引が取り消され、または無効となるものではありません。

6.3 顧客は、すべての確認および口座情報を確認し、情報が提供されてから2営業日以内に、誤りまたは異議があれば書面で当社に通知しなければなりません。

6.4 顧客がその期間内に当社に通知しない場合、明白な誤りがある場合を除き、該当する確認または口座記録は承認されたものとして取り扱われるものとします。

6.5 当社は、日次、月次その他の定期的な取引報告書を電子的に提供することができ、書面の取引報告書を送付する義務を負いません。

6.6 誤り、脱漏、不正確な気配値、支払の取消または調整が判明した場合、当社は確認、取引報告書または口座記録を訂正することができます。

6.7 明白な誤りが立証されない限り、当社の取引サーバーおよび口座記録は、顧客の端末に保存された情報に優先するものとします。

セクションE

商品条件および市場事象

1. CFD注文の執行

1.1 本セクションの規定は、当社が提供する差金決済取引に特に適用されます。

1.2 CFDは、原資産の新規建て価額と決済価額との差額を参照して決済される店頭デリバティブです。CFDは、原資産の所有権または受渡しを提供するものではありません。

1.3 買い注文は、原則としてアスク価格で新規建てされ、ビッド価格で決済されます。売り注文は、原則としてビッド価格で新規建てされ、アスク価格で決済されます。

1.4 適用される執行の取決めに応じて、当社は本人としてCFDを執行し、または第三者を通じた執行のために注文を取り次ぎ、もしくは媒介することができます。

1.5 当社は、流動性提供者その他の取引相手方との間でCFD取引をヘッジすることができますが、その義務は負いません。顧客は、当社のヘッジの取決めに関していかなる権利も義務も有しないものとします。

1.6 顧客の損益は、新規建て価格と決済価格との差額、取引数量、および適用される手数料等、資金調達コスト、スワップまたは調整を用いて計算されます。

1.7 すべてのCFD注文は、本契約の他の箇所に定める執行、拒否、証拠金およびリスク管理に関する規定に引き続き従います。

2. 価格設定、気配値およびスリッページ

2.1 当社は、取引プラットフォームを通じて利用可能な金融商品について、ビッドおよびアスクの気配値を提供します。

2.2 気配値は、第三者の価格情報源、流動性提供者、原市場または当社の社内価格設定システムから取得されることがあり、当社が決定するスプレッドまたはマークアップを含むことがあります。

2.3 当社の気配値は、取引所、データ提供者、ブローカーその他の取引施設が表示する価格と異なることがあります。当社は、外部の価格に合わせる義務を負いません。

2.4 取引プラットフォームに表示される気配値は、注文が執行されるまでは参考値です。執行時に取引サーバーが記録した価格が取引価格となるものとします。

2.5 スプレッドは固定または変動のいずれかであり、ボラティリティ、低い流動性、ニュース、市場の開始または終了、価格ギャップ、または異常な市場状況により拡大することがあります。

2.6 要求された価格が利用できない場合、スリッページが生じることがあります。注文は、要求された価格より高いまたは低い価格で執行されることがあり、スリッページは顧客にとって有利にも不利にも作用することがあります。

2.7 ストップロス、テイクプロフィット、待機注文および成行注文はスリッページの影響を受けることがあり、指定された価格での執行は保証されません。

2.8 原市場が閉鎖され、または利用できない場合、当社は、利用可能な市場情報、関連する商品、流動性の状況その他当社が関連すると考える要素に基づき、気配値を提供することがあります。

2.9 価格設定、価格配信、システムまたは計算の誤りにより気配値が明らかに不正確である場合、当社は、当該気配値を削除し、適切な市場価格または参照価格を用いて、影響を受けた取引を取り消し、または調整することができます。

2.10 信頼できる価格設定または十分な流動性が利用できない場合、当社は、一時的に気配値の提供を停止し、または取引を停止することができます。

3. ポジション、ロットおよび取引条件明細

3.1 CFD取引の規模は、ロット、単位、契約その他当社が定める単位で表示されることがあります。

3.2 適用される取引条件明細には、次の事項が含まれることがあります。

a) 最小および最大の取引数量

b) ロットサイズおよび許容される数量の刻み

c) 取引時間および適用される通貨

d) 証拠金およびレバレッジの要件

e) スプレッド、手数料、スワップおよび資金調達コスト

f) 待機注文、ストップロスおよびテイクプロフィットの最小距離

g) 満期、ロールオーバーまたは決済の条件、および

h) ポジションまたはエクスポージャーの上限

3.3 顧客は、注文を発注する前に、適用される取引条件明細を確認し理解する責任を負います。

3.4 当社は、市場状況、流動性、第三者の要件、コーポレートアクションまたはリスク管理上の考慮により合理的に必要な場合、取引条件明細を変更することができます。変更は、新規または既存のポジションに適用されることがあります。

3.5 当社は、顧客、金融商品または関連する口座のグループについて、未決済ポジションの最大件数、規模または総額を設定することができます。

3.6 ポジションが適用される上限を超える場合、当社は、以後の注文の拒否、注文の一部執行、または超過部分のポジションの縮小もしくは決済を行うことができます。

3.7 取引数量、現金による調整および決済金額は、取引プラットフォームの技術的要件または適用される取引条件明細に従い、端数処理されることがあります。

4. 資金調達コスト

4.1 当社は、適用される日次の締切時刻を超えて保有されるポジションについて、資金調達、資金供給またはロールオーバーの手数料等を適用することがあります。

4.2 資金調達コストは、想定元本、取引数量、金融商品、ポジションの方向、適用される金利または基準金利、当社のマークアップ、およびポジションが保有される日数を用いて計算されることがあります。

4.3 適用されるレートおよび計算方法は、取引条件明細、パーソナルエリアまたは取引プラットフォームに表示され、金融商品および口座の種類により異なることがあります。

4.4 資金調達コストは、週末、休日および原市場が閉鎖されている期間中も発生することがあります。非取引日を対象とするため、特定の日に複数日分の手数料等が適用されることがあります。

4.5 資金調達額は、顧客口座から引き落とされ、または明示的に定められている場合には顧客口座に入金されることがあります。当社は、適用される取引条件明細に定めがない限り、資金調達のクレジットを支払う義務を負いません。

4.6 当社は、基準金利の変更、市場状況、流動性提供者の手数料その他の資金調達費用を理由として、資金調達レートを変更することがあります。かかる変更は、関連する基礎的な費用が変動した場合、事前の通知なく直ちに効力を生じることがあります。

4.7 顧客は、すべての資金調達コストを支払うのに十分な資金が利用可能であり続けることを確保する責任を負います。

5. スワップおよびオーバーナイト調整

5.1 スワップまたはオーバーナイト調整は、適用されるロールオーバー時刻以降も保有されるポジションについて、引き落とされ、または入金されることがあります。

5.2 その金額は、金融商品、取引数量、ポジションの方向、適用されるレート、およびポジションが保有される日数に依存することがあります。

5.3 週末、休日または決済の取決めを考慮するため、特定の日に複数日分のスワップが適用されることがあります。

5.4 両建てポジションの双方に、それぞれスワップの手数料等が課されることがあります。

5.5 スワップレートは、市場状況、金利、流動性提供者の手数料その他の資金調達費用により、いつでも変更されることがあります。プラスのスワップがマイナスとなることがあり、その逆もあります。

5.6 当社が書面により明示的に承認し、適用される条件を公表しない限り、いかなる顧客もスワップフリー取引を受ける権利を有しません。

6. コーポレートアクションおよび調整

6.1 コーポレートアクションには、配当、分配、株主割当増資、株式分割、株式併合（リバーススプリット）、統合、合併、買収、スピンオフ、組織再編、上場廃止、銘柄コードの変更その他原資産に影響を及ぼす事由が含まれることがあります。

6.2 コーポレートアクションが発生した場合、当社は次の措置を講じることができます。

a) ポジションの価格、規模、数量または新規建て価額を調整すること

b) 顧客口座に現金を入金し、または引き落とすこと

c) 待機注文、ストップロスまたはテイクプロフィットを調整し、または取り消すこと

d) 原資産を別の商品に置き換えること

e) 影響を受けたポジションを決済すること、または

f) 該当するCFDの取引を停止し、または終了すること

6.3 配当調整は、適用される税金、手数料等または第三者の費用を控除した上で、ロングポジションに入金され、ショートポジションから引き落とされることがあります。

6.4 当社は、該当する市場、発行体、データ提供者または流動性提供者から受領した情報を用いて、効力発生日、計算方法および調整を決定します。

6.5 当社は、合理的に可能な場合、ポジションの経済的効果を維持するよう努めますが、調整により顧客が原資産の所有者と同一の立場に置かれることを保証するものではありません。

6.6 調整後の数量または金額は、取引プラットフォームの要件に従い端数処理されることがあり、残余の価値は適切な場合には現金による調整として反映されます。

6.7 コーポレートアクションが即時の対応を要する場合、当社は事前の通知なく調整を行うことができます。明白な誤りが立証されない限り、当社の計算が適用されるものとします。

7. 取引の停止および市場混乱

7.1 市場混乱は、次の場合に生じることがあります。

a) 原市場が閉鎖され、停止され、または制限されている場合

b) 信頼できる価格設定または十分な流動性が利用できない場合

c) 異常なボラティリティ、価格ギャップまたは無秩序な取引が生じた場合

d) 取引所、発行体、流動性提供者またはデータ提供者がそのサービスを停止し、または変更した場合

e) 当社が合理的に取引を執行し、またはヘッジすることができない場合

f) 権限ある当局が制限を課した場合、または

g) その他の事由により当社が秩序ある市場を維持することができない場合

7.2 当社は、市場混乱が存在するか、または発生する可能性があるかを判断するものとします。

7.3 市場混乱の発生中、当社は次の措置を講じることができます。

a) 気配値の提供および取引を停止し、または制限すること

b) 注文を拒否し、または取り消すこと

c) 未決済ポジションを決済し、または調整すること

d) 取引時間、証拠金またはレバレッジを変更すること

e) 特別な価格設定、執行または決済の条件を適用すること、または

f) 影響を受けた金融商品を廃止すること

7.4 当社は、合理的に可能な場合には顧客に通知しますが、必要な場合には事前の通知なく直ちに措置を講じることができます。

7.5 市場混乱の発生中、ストップロス、テイクプロフィットその他の指示は、作動しないこと、または異なる価格で執行されることがあります。

7.6 当社が別段の確認をしない限り、顧客の支払、証拠金および決済の義務は、市場混乱の発生中も継続するものとします。

7.7 当社は、本条に基づき合理的に講じた措置から生じた損失について、当社の不正、故意の不正行為または重大な過失により生じた場合を除き、責任を負わないものとします。

8. その他の商品条件

8.1 当社は、いつでも金融商品または商品を新設、停止または廃止することができ、特定のCFDの提供を継続する義務を負いません。

8.2 取引時間は、取引条件明細または取引プラットフォームに記載され、休日、市場の閉鎖、流動性その他の市場状況により変更されることがあります。

8.3 CFDには満期日またはロールオーバー日が設けられることがあります。適用される決済、自動決済またはロールオーバーの方法は、取引条件明細に記載されます。

8.4 顧客が適用される期限までに満期を迎えるポジションを決済しない場合、当社は、当該ポジションを決済、清算またはロールオーバーし、関連する待機注文を取り消すことができます。

8.5 商品が廃止される場合、当社は、影響を受けたポジションを決済するよう顧客に求め、または最後に利用可能な価格もしくはその他の合理的な参照価格を用いてこれを決済することができます。

8.6 原資産の価格がマイナスとなり、または信頼性をもって決定できない場合、当社は、取引の停止、証拠金の変更、ポジションの決済もしくは調整、またはその他の合理的な決済方法の適用を行うことができます。

8.7 取引条件明細は本契約の一部を構成します。商品固有の条件が一般的な条件と矛盾する場合、当該金融商品については、より具体的な商品条件が適用されるものとします。

セクションF

利益相反

1. 利益相反

1.1 利益相反は、当社、顧客、関連会社、他の顧客、紹介者、流動性提供者その他のサービス提供者の間で生じることがあります。

1.2 利益相反は、当社または関連会社が次のいずれかに該当する場合に生じることがあります。

a) 顧客の取引の本人または取引相手方として行為する場合

b) 顧客のポジションと反対の、または異なるポジションを保有する場合

c) 取引をヘッジし、またはヘッジしないことを選択する場合

d) 競合する利益を有する他の顧客にサービスを提供する場合

e) 手数料、リベート、マークアップその他の便益を受領し、または支払う場合、または

f) 取引またはサービスの結果について、その他の金銭的利害関係を有する場合

1.3 利益相反の存在は、それ自体では、当社がサービスを提供することを妨げるものではなく、また本契約の違反を構成するものでもありません。

1.4 当社は、社内方針、職務の分離、開示、または影響を受けるサービスの提供の拒否により、重要な利益相反を特定し管理するための合理的な措置を講じます。

1.5 重要な利益相反を適切に管理することができない場合、当社は、当該利益相反の一般的な性質を顧客に開示し、または該当するサービスを拒否、制限もしくは中止することができます。

1.6 適用法令により要求される場合を除き、当社は、秘密情報、他の顧客の身元、そのヘッジの取決め、または当社が受領する利益、手数料もしくは便益の額を開示する義務を負いません。

1.7 当社は、そのウェブサイト上で利益相反方針を公表し、改定することができます。顧客は、随時当該方針を確認することに同意します。